

中野区

保育所等のごあんない

2024～2025年度

2024年8月発行

本冊子は2024年8月1日時点の情報をもとに作成しています。
内容が変更になる場合は、区ホームページにてお知らせいたします。
予めご了承ください。



中野区

保育所等のごあんない

2024~2025年度

もくじ

保育所等を利用される方へ

1

保育所の種類	1
各施設の特徴	2
教育・保育給付支給認定	3

認可保育所等の入園申込み

5

保育所等申込みから入園までに行っていただくこと	5
申込み締切日および結果発送日	7
申込有効期限早見表	8
クラスの決まり方	8
申込必要書類（ダウンロード可）	9
きょうだい同時申込み条件について	12
申込み方法・申込みにおける注意事項	13
申込み後に状況が変わった場合に提出が必要な書類	16
保育所等一覧	17
保育料	21
保育料一覧	25
保育所等利用調整基準（指数について）	26
区外の保育所の申込みや区外からの申込み方法	31
4月入園の出生前申込みをされる方へ	32
延長保育	33



認可保育所等に在園している方

35

上のお子さんの在園中に下のお子さんの育児休業を取得するとき …	35
休園（保育の停止） ……………	36
退園 ……………	37
転出 ……………	37
転園 ……………	38

認可保育所等に関する共通事項

39

支援を要するお子さんの保育 ……………	39
医療的ケアが必要なお子さんの保育 ……………	40
認可居宅訪問型保育事業 ……………	40
食物アレルギー ……………	41
給食対応 ……………	42

認可外保育施設等について

43

中野区の認証保育所・認可外保育施設 ……………	43
認証保育所などの保護者補助金 ……………	45
ベビーシッター利用支援事業 ……………	45

よくあるご質問

46



保育所等を利用される方へ

保育所とは、保護者が働いているなどの何らかの理由によって、保育を必要とする乳幼児を預かり、保育することを目的とする施設です。

支援が必要なお子さんの受け入れもおこなっていますが、集団保育が可能なお子さんが対象となります。(P 39)

保育所の種類

▶ 保育所ってどんな種類があるの？

保育所等一覧 ▶ P17 ~ 20

保育所には、認可施設と認可外施設があります。



▶ 認可外の施設ってなに？ 区に申込みをするの？

▶ P43 ~ 45

認可外の施設の中にも、東京都独自の基準を満たす「認証保育所」と、その他の「認可外保育施設」があります。

入園申込み締切日や必要書類などは施設によって異なり、保育施設に直接申込みをして頂きます。

また、中野区からの補助金制度の対象となる場合があります。詳しくは、「認証保育所等保護者補助金のご案内」(配布場所はP45参照)をご確認いただくか、幼稚園・認可外保育係にお問い合わせください。

各施設の特徴

利用施設 条件など	①認可保育所 認定こども園 (保育園の利用)	②地域型保育事業 ●認可家庭的保育事業 ●認可小規模保育事業 ●認可居宅訪問型保育事業 ●認可事業所内保育事業	③幼稚園 (子ども・子育て支援 新制度移行園) 認定こども園 (幼稚園の利用)	④私立幼稚園 (子ども・子育て支援 新制度未移行園)
利用対象となる お子さん	0歳～5歳クラス	0歳～2歳クラス	3歳～5歳クラス	
	※認可家庭的保育事業および認可事業所内保育事業は、支援を要するお子さん(詳細はP39)の受け入れはありません。			
利用できる 保護者の条件	就労や病気などのため、お子さんを家庭で保育できない方(P3～4)		条件はありません。	
利用できる日	月曜日から土曜日(日曜・祝日・年末年始を除く) (※一部の認可・家庭的保育事業を除く)		各施設でご確認ください。	
利用できる時間	夕方までの保育 (8～11時間の保育) 必要な方には延長保育も実施	保育時間・延長保育の実施状況は施設によって異なります。	14時頃までの教育時間のほか、教育時間前後や休業日に預かり保育を実施する園もあります。	
給食の有無	あり	あり ●認可家庭的保育事業 ●認可小規模保育事業 ●認可事業所内保育事業(地域枠) なし ●認可居宅訪問型保育事業	各施設が設定	
入園の決め方	保育所等利用調整基準(P26～30)により、指数の高い方から入園を決定します。認定こども園・地域型保育事業の入園は、区の利用調整を経て園と契約することで決定します。			
保育料	区が所得に応じて設定(P21～25)		各施設が設定	
利用希望に関する 問い合わせ・申込先	保育入園係 ※保育所等の保育内容については各施設へ		各施設へ	

※私立幼稚園と認定こども園の一部、認証保育所および認可外保育施設には補助金制度があります。

詳細は幼稚園・認可外保育係へお問い合わせください。

※認定こども園みずのとう(幼稚園型認定こども園)を申込み場合は、「事前見学」と園で配布している「留意事項チェックシート」の提出が必要です。

教育・保育給付支給認定

問い合わせ先 教育・保育支給認定係 (☎03-3228-5793)

▶ 教育・保育給付支給認定とは

就学前のお子さんをもつ保護者からの利用申込を受け、認定区分や保育を必要とする事由、保育の必要量を認定することです。教育・保育給付支給認定と入所申込は同時に行っていただくことになります。保育所等を利用する場合、その認定を基に保育にかかる費用を区が保護者に給付します。給付費用は確実に教育・保育の費用に充てるため、区から直接保育所等へ支払います（法定代理受領）。

▶ 認定の種類

認定区分	お子さんの年齢と教育・保育の希望
2号認定	満3歳以上で保育（保育所・認定こども園・地域型保育事業）を希望する場合
3号認定	満3歳未満で保育（保育所・認定こども園・地域型保育事業）を希望する場合

※認定期間中に満3歳になった場合は、3号認定から2号認定へ変更します。

▶ 保育の必要性の事由と認定期間

認定を受けられるのは、保護者のいずれもが次の事由に該当する場合です。複数該当した場合の認定する事由・認定期間は、保護者の該当する事由のうち、認定期間の短い方を適用します。

保育の必要性の事由（保護者の状況）		認定期間
就労	月48時間以上の就労を常態としている場合 （出産予定・産休中・育休中を含む）	就労している期間
妊娠・出産	出産前後の場合	出産予定月及びその前後2か月 （多胎妊娠の場合は14週間前から）
求職活動	求職活動や就労予定の場合	90日
就学	月48時間以上の就学（職業訓練含む）を 常態としている場合	必要な期間
疾病・障がい	疾病や障がいがあり保育に支障がある場合	
介護・看護	親族の方を日中介護・看護（週3日かつ 日中4時間以上）している場合	
災害復旧	災害の復旧にあたっている場合	
その他	特に保育が必要と認められている場合	

※認定期間中に保育の必要性の事由がなくなった場合、認定は失効します。

※休職（欠勤）している状態は、就労としての「保育の必要性の事由」があると認められません。

ただし、傷病休職や母体保護のための休職など、勤務先の規定に基づく休職の場合は、例外として認められます。

▶ 保育の必要量

区分	保育時間		開園時間11時間	
保育標準時間	最長 11 時間	標準時間	延長保育	
保育短時間	最長 8 時間	短時間	延長保育 ← 保育園が定めた8時間 →	延長保育

- ※就労・介護・看護・就学は、保育が必要となる時間に応じ、保育標準時間又は保育短時間となります。
- ※妊娠・出産・疾病・障がい、災害、求職活動、社会的養護又は育児休業期間中は保育標準時間としますが、保護者が希望する場合は保育短時間とします。
- ※実際の保育時間は、保育所と相談して決定しますが、区立保育園で短時間認定の方は、保育時間が 9:15～17:15 となります。
- ※私立保育園で短時間認定の方は、保育時間が園によって異なりますので、保育園へ直接ご確認ください。

▶ 教育・保育給付支給認定証の注意点

- 教育・保育給付支給認定証は、原則、申請のあった日から30日以内に交付します。
- 認定には期限があります。一度受けた認定も期限が切れていないか確認してください。
- 認定内容に変更がない場合は、認定期間終了日まで保管してください。
- 認定の変更は月単位で決めます。

▶ 教育・保育給付支給認定証の交付後の変更手続き

認定区分や保育の必要量などの認定内容を変更する場合や転職された場合などは、別途変更申請が必要となります。

また、区外へ転出された場合は、転出先で改めて認定の申請をしていただくことになります。

家庭状況・支給認定内容に変更があった場合

保育所等は保育が必要なお子さんをお預かりする施設です。入園後も継続して、保育を必要とする状態が続いていることが必要です。次のような変更があった場合は、変更があった時から2週間以内に、変更届の提出など必要な手続きを行ってください。また、変更があった際は園にも必ず伝えてください。

- 勤務先、勤務状況等の変更（転職・退職等）
- 保護者等世帯の構成、状況の変更（結婚、離婚等）
- その他家庭の状況の変更

※現況調査等

教育・保育給付支給認定の現況調査を年1回おこないます。

調査では保育の必要性を確認できる書類（保護者の就労証明書、在学証明書、診断書等）と「現況届」を提出していただきます。保育の必要性が確認できない場合は退園となることがあります。



中野区 HP「在園中の手続き」





認可保育所等の入園申込み

保育所等申込みから入園までに行ってください

① 申込み締切日、必要書類、注意事項等を確認する

- 本書 P7 ~ 8、P9 ~ 12、P13 ~ 15、区ホームページでご確認ください

② 希望する保育所等を決める

- 本書 P17 ~ 20 の保育施設等一覧、保育所 MAP や各保育施設のホームページ、区ホームページの空き状況をご参考にしてください
- 見学については各施設にお問い合わせください。(電話番号は本書 P17 ~ 20 に記載)

③ 申込み必要書類を準備し、提出する。

- 原則、電子申請でのご提出をお願いしています。(その他申込み方法は本書 P13 に記載)
- ご提出後、不足不備があった場合は保育入園係から電話や通知にてご連絡いたします。
- 締切日間際のご提出の場合、不足書類の依頼をしても再提出が間に合わず、利用調整(入所選考)の対象にならないことがあるため、締切日 10 日前までのご提出を推奨しています。
- 本書および申請書類一式は、区役所子ども総合窓口、各地域事務所、各すこやか福祉センター、区民活動センターでも配付しています。
- 書類の書き方等について疑問や不安がある場合は、区ホームページをご確認ください。

教育保育給付支給認定(保育の必要性の認定)

- 詳細は本書 P3 をご確認ください。

保育の必要性が認められた場合、支給認定証が区から発送される

- 認定証は大切に保管してください。

次ページに続きます⇒

④ お子さんの健康・発達に応じて、区の看護師と面接を行う場合がある

- ③で提出する家庭状況書の「子どもの健康・発育状況」の内容によって、区の看護師がお電話にてお子さんの状況を確認することがあります。また、必要に応じて面接を行う場合があります。

利用調整（入所選考）

利用希望者がいる保育園の入所可否について、毎月（3月以外）選考を行っています。

③でご提出いただく保育所等利用申込書および添付書類の内容から把握できる家庭状況を鑑み、中野区の選考基準（利用調整基準）に従って、保育の必要性が高いお子さまから順に内定します。中野区の選考基準（利用調整基準）は本書P26～30をご確認ください。

なお、選考に使用する児童の点数（指数）は中野区の入所選考会議（利用調整会議）で決定しますので、事前に点数（指数）をお伝えすることはできません。

⑤ 毎月、入所希望月前月の20日前後に利用調整（入所選考）結果通知が發送される

- 入所希望初月でない場合は承諾の方のみが通知發送の対象です。
- 郵便事情により結果通知は区内でも到着までに4～5日かかるケースもあります。
- 結果發送日翌営業日以降であればお電話での結果回答が可能です。

利用承諾の場合

⑥-1

入所を希望する場合

- 速やかに決定した園に連絡し、園と日程を調整して、面接・健康診断を行ってください。

入所後の手続きの確認

- 認定の状況によっては手続きが必要です。対応いただけない場合は退園になることがありますので、必ず本書P4をご確認ください。

入所

- 入所・転園当初しばらくは、保育時間を短縮し、お子さんが保育所の生活に慣れるようにしていきます。（慣れ保育）

⑥-2

入所承諾を辞退する場合（転園申請の場合は辞退できません。詳細は本書P38をご覧ください。）

- 速やかに園に連絡し辞退の旨を伝え、入所月の前月の区役所最終営業日までに区役所に辞退申請をしてください。
- 辞退後に引き続き申込み希望の場合は、改めて申込み書類一式の提出が必要です。

【辞退の方法】

「申込みの取り下げ・入所承諾の辞退について」をご提出ください。電子申請で提出することもできます。



利用保留の場合

⑥-3

一度提出した申込み書類は、区役所で受理した日から6ヶ月間有効（保留通知に記載）です。有効期間中は申込み書類の出し直しは不要です。（変更がある場合を除く）

- 申込み内容に変更が生じた場合、本書P16の必要書類を提出してください。（書類提出がなく、入所に虚偽が判明した場合、入所取消しになる場合があります）
- 申込みを継続する場合、有効期間を確認し、再度申込み書類を締切日までにご提出ください。

申込み締切日および結果発送日

入所 / 転園希望月 ※1日から利用可能	申込み締切日 (区役所必着)		結果発送日	
	入所・転園	延長保育		
10月	8月30日(金)	9月6日(金)	9月20日(金) ※1	
11月	10月1日(火)	10月10日(木)	10月18日(金) ※1	
12月	11月1日(金)	11月8日(金)	11月20日(水) ※1	
2025年1月		11月22日(金)	12月20日(金) ※1	
2月			1月8日(水) ※1	
3月	3月の募集はございません。 在園児の延長保育の申込みは12月27日(金)が締切日となります。			
4月	1次	11月1日(金)	1月10日(金)	1月31日(金) ※2
	2次	2月10日(月)	2月21日(金)	3月10日(月) ※2
5月	4月1日(火)	4月10日(木)	4月18日(金) ※1	
6月	5月1日(木)	5月9日(金)	5月20日(火) ※1	
7月	5月30日(金)	6月10日(火)	6月20日(金) ※1	
8月	7月1日(火)	7月10日(木)	7月18日(金) ※1	
9月	8月1日(金)	8月8日(金)	8月20日(水) ※1	
10月	9月1日(月)	9月10日(水)	9月19日(金) ※1	
11月	10月1日(水)	10月10日(金)	10月20日(月) ※1	
12月	10月31日(金)	11月10日(月)	11月20日(木) ※1	
2026年1・2・4月	2025年10月31日(予定)		1月下旬予定	

結果発送日翌営業日以降であればお電話でお答えすることができます。
発送日は変更になることがあります。

※1 「利用保留通知」は利用希望した最初の月のみ、結果を文章で通知します。次月以降必要な方はお電話等で依頼をいただいてからの発行となります。(1週間から10日ほどかかります)

※2 申込み者全員に発送します。

4月入園申し込みについて

2025年4月入所の申請は、**2024年10月2日(水)**からお申込みいただけます。

10月1日以前に入所申請をされた方は、4月入所分までの有効期限がございませんので、ご注意ください。(利用保留通知に申し込みの有効期限が記載されております。)

4月入園に関する情報(募集予定人数やよくあるご質問等)は、区ホームページで公開しておりますので、ご参照ください。

また、4月入園の結果については、結果公表日一週間前を目途にご自宅に「申込み番号」を書面で通知し、HP上でも結果を確認できるようにしております。

point



4月入園に関する情報



申込有効期限早見表

申込書類は入所申込みを受理した日から6か月の間有効です。

※例えば、11月入所申込みとして9月13日に受理した書類は、6ヶ月間有効なので、下記表より2月の利用調整（入所選考）まで有効です。（3月の利用調整は無いため）

申込みを継続したい場合は、4月入所申込みが必要ということになります。この場合、4月入所の申込み締切日は例月より早いので注意が必要です。前ページの締切日と併せてご確認ください。

申込み受理日	申込み有効期限
1月2日～2月1日	7月まで
2月2日～3月1日	8月まで
3月2日～4月1日	9月まで
4月2日～5月1日	10月まで
5月2日～6月1日	11月まで
6月2日～7月1日	12月まで
7月2日～8月1日	1月まで
8月2日～9月1日	2月まで
9月2日～10月1日	(3月入所の利用調整は行っておりません)
10月2日～11月1日	4月まで
11月2日～12月1日	5月まで
12月2日～1月1日	6月まで

クラスの決まり方

4月1日時点の年齢で、その年度のクラスが決まります。年度途中で誕生日が過ぎても、3月末まではクラスは変わりません。

2024年度 クラス

クラス	生年月日
0歳児	2023年4月2日～
1歳児	2022年4月2日～2023年4月1日
2歳児	2021年4月2日～2022年4月1日
3歳児	2020年4月2日～2021年4月1日
4歳児	2019年4月2日～2020年4月1日
5歳児	2018年4月2日～2019年4月1日

2025年度 クラス

クラス	生年月日
0歳児	2024年4月2日～
1歳児	2023年4月2日～2024年4月1日
2歳児	2022年4月2日～2023年4月1日
3歳児	2021年4月2日～2022年4月1日
4歳児	2020年4月2日～2021年4月1日
5歳児	2019年4月2日～2020年4月1日

※0歳児クラスについては、入所希望月の1日に「57日以上（生まれた日を「生後0日」、翌日を「生後1日」と数えます。）」、「6か月以上」、「8か月以上」に達していれば、申込みができる保育所があります。

P17～20の保育所等一覧の受入年齢をご覧ください。

申込必要書類（ダウンロード可）

▶ 必須書類

1 教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書（区様式）	申込み児童の人数分提出が必要です。 入園希望施設は最多で10か所までご希望いただけます。 ※受入年齢に達していない入園希望施設は利用調整対象外となります。
2 家庭状況書（区様式）	申込み児童の人数分提出が必要です。 兄弟姉妹を同時に申込みする場合は家庭状況書の「兄弟姉妹で同時に申し込みする方」を必ず記入してください。
3 保育所等利用申込みに関する確認票（区様式）	内容をご確認のうえ、署名してください。

認可保育園の入園・転園申し込みは電子申請（Logoフォーム）で提出することができます。

下記二次元コードから必要項目を入力することで提出することができます。



電子申請（Logoフォーム）で提出する場合、必須書類「1.教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書（区様式）」「2.家庭状況書（区様式）」「3.保育所等利用申込みに関する確認票（区様式）」の記載項目に関しては、フォーム上で入力していただくことになります。

それ以外の提出書類（保育の必要性を確認できる書類や任意書類等）に関しては、画像・PDF・エクセルデータを添付することで提出が可能です。

※画像で添付する場合、記載内容がわかるように撮影した画像を提出するようお願いいたします。

※電子申請で提出する場合、就労証明書の保護者記入欄の記載は不要です。

【注意事項】

- ・兄弟姉妹を同時に申し込む場合、児童の人数分申請していただく必要があります。
- ※「保育の必要性を確認できる書類」「任意書類」は、申請ごとに添付していただく必要はございません。兄弟姉妹いずれかの申請に添付してください。
- ・申請内容に不備や不足書類があった場合、原則申請時に入力するメールアドレス宛てに通知いたします。
- ・マイナンバーの記載のある資料は、電子申請（Logoフォーム）で提出することができません。提出する場合、窓口もしくは郵送でご提出ください。



▶ 必須書類（保育の必要性を確認できる書類）

保護者ともに「保育の必要性を確認できる書類」が1部ずつ必要です。下記表からあてはまる書類をご提出ください。就労証明書を含む証明書類は、証明日より起算して3ヶ月以内に受理したものが有効です。

就労	会社員・派遣・パート等で働いている場合 (出産予定・産休中育休中を含む)	就労証明書(区様式) 注1 ※勤務先が複数にわたる場合:それぞれの就労証明書(区様式) 注1 ※就労証明書の直近3か月の実績欄に記載がない場合:給与明細のコピーや勤務時間・日数・支払額の証明書 ・就労証明書は2021年度より社印が不要になりました。訂正印も不要です。ただし、ご自身で訂正されたものは受理できません。(自営業の方を除く) ・就労証明書を勤務先等に依頼する際、作成に日数がかかる場合があります。事前に勤務先へご確認ください。
	自営業(親族経営を含む)・経営主の場合 (出産予定・産休中を含む)	1 就労証明書(区様式) 注1 ※就労証明書に総時間・総日数を必ずご記入ください。 ※勤務先が複数にわたる場合:それぞれの就労証明書(区様式) 注1 2 直近の所得税の確定申告書(一表・二表)または源泉徴収票のコピー ※上記の書類をご提出いただけない場合:仕事内容や資格がわかるもの(営業許可証、開業届等。提出されるまで「求職中」や利用調整の対象外になることもあります。)と、収入の証明(報酬の記録、通帳のコピー等)が必要です。
妊娠・出産	母子健康手帳の出産予定日が記載されているページのコピー	
疾病	診断書(区様式) ※疾病の状況が入園希望月まで続く見込みであることが必要です。申込後に発行される「教育・保育給付 支給認定通知書」の有効期間が切れるときは、事前に診断書をご提出ください。(有効期限が切れる際に、ご提出がない場合、選考されないことがあります。)	
障がい	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー	
親族の介護・看護	1 被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー 2 介護・看護の週間スケジュール	
災害復旧	り災・被災証明書のコピー	
就労内定・就労拡大	就労(内定・拡大)証明書(区様式) 注1 ※入園決定後、入園月末日までに就労を開始または就労日数・時間を拡大し、就労開始日以降の証明日で入園月の末日までに就労証明書 注1 等をご提出ください。 ※採用予定月のみ就労内定・就労拡大として利用調整を行うことができます。採用日が変更となった場合は速やかに変更の手続きが必要です。	
求職中	就職活動を証明する書類(就職活動報告書(区様式)、不採用通知、ハローワークが認める求職活動を証する書類)	
就学	1 在学証明書のコピー 2 時間割表等スケジュールの確認ができるもののコピー 3 在学開始日および卒業見込年月日が確認できる証明書のコピー ※条件があります。(P28)	
不存在(ひとり親の方)	死別、離婚、未婚の方	次のいずれかのコピー ・保護者とお子さんの戸籍謄本(全部事項証明)発行日より3か月以内 注2 ・児童扶養手当認定通知書・児童扶養手当証書 ・児童育成手当認定兼支払い通知書等・マル親医療証
	上記以外の方	ひとり親家庭に準ずる状態が客観的に判断できるもの(離婚調停にかかる事件係属証明書、期日通知書のコピー等) ※具体的な書類についてはお問い合わせください。

注1 国が定める標準的な様式の就労証明書に記載されたものでも問題ございません。

注2 外国籍の方は、戸籍謄本が出ないため、独身証明書等をご提出ください。独身証明書については在日大使館にご相談ください。また、日本国籍の方で、戸籍が発行できるまでに日数を要する場合は、一旦離婚届出書の受理証明書をご提出いただき、発行後、保護者とお子さんの戸籍謄本をご提出ください。

必須書類（該当する方のみ）

保護者、同居の祖父母（65歳未満）等が外国籍の方	在留カードまたは特別永住者証明書のコピー（表・裏面）
「認定こども園みすのとう」（幼稚園型認定こども園）を申込み方	入園申込みに関する留意事項チェックシート ※一部保育所とは異なる内容を実施しています。このため、事前に保育内容を確認していただいた上で申込みを受け付けます。直接園でチェックシートをお受け取りください。
支援を要するお子さんの場合（P39） 居宅訪問型保育事業を申込み方 医療的なケアが必要なお子さんの場合（P40）	お子さんの症状を確認するための書類（医師の診断書等） ※集団保育の可否・医療的なケアに関する書類が必要です。
中野区へ転入予定の方	1 転入誓約書（区様式） 2 申込み時点でお住まいの自治体の住民票（世帯全員が記載されたもの） ※海外にお住まいの場合不要

任意書類

表3列目の数字は、利用調整基準の調整指数（P29）の番号になります。下記書類の提出がない場合、調整指数に影響がでるため、利用調整上不利になる可能性があります。

書類提出締切日前3か月以内に転職した方	退職日を証明する書類 （離職票や転職前の源泉徴収票のコピー）	①
中野区民として保護者が認可保育所等で週30時間以上保育士又は保育教諭（有資格者）として入所開始希望月に就労中又は内定のある方 ※転園申請の場合、提出不要	・保育士優先利用申出書（区様式） ・保育士証のコピー	④
就労中の保護者が単身赴任（予定）の方 ※就労証明書に単身赴任期間が記載されている場合、提出不要	単身赴任（予定）証明書（区様式） ※勤務先に上記書類の記載をご依頼ください。 ※入所を希望する月に単身赴任（予定）であることが確認できる場合のみ加点いたします。	⑥
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書	⑦
申込み児童からみて18歳以上65歳未満の祖父母や兄・姉が同居している・事実上の婚姻関係にある同居人がいる場合	同居人の保育の必要性を確認できる書類	⑩
申込みのお子様を認可外保育施設・ベビーシッター・幼稚園等に有料で預けている	受託証明書（区様式）	⑭ ⑮
申込みのお子様が発達障害者手帳を所持している	障害者手帳または愛の手帳のコピー	⑱
申込みのお子様が多胎児	多胎児加算に関する申出書（区様式）	⑲
申込み児童の保護者が希望する保育所等の利用ができない場合において、育児休業の期間の延長を許容できる場合	調整指数20に関する申立書	⑳

任意書類（保育料の階層を決定するための資料）

利用調整（入所選考）の際に指数が同点になった場合、保育料階層・区民税の所得割額をもとに入所の可否を決定します（P30）。申込みのお様が保育料の無償化の対象の場合でも、必要に応じて下表のとおり書類を提出してください。提出がない場合は保育料の階層が最高階層（最高額）で選考されます。

入所年月	住所地	提出書類
2024年9月から 2025年8月まで	2024年1月1日の 住所が中野区外の方	次のいずれかの書類を提出してください。 ・個人番号（マイナンバー）の提供について（区様式） ・2024年度住民税課税（非課税）証明書（コピー可） ※2024年1月1日の住所地の自治体より発行されます。
	2024年1月1日の 住所が海外の方	2023年1月から12月までの収入のわかる書類（給与明細・勤務先が発行する収入証明書など）
2025年9月から 2026年8月まで	2025年1月1日の 住所が中野区外の方	次のいずれかの書類を提出してください。 ・個人番号（マイナンバー）の提供について（区様式） ・2025年度住民税課税（非課税）証明書（コピー可） ※2025年1月1日の住所地の自治体より発行されます。
	2025年1月1日の 住所が海外の方	2024年1月から12月までの収入のわかる書類（給与明細・勤務先が発行する収入証明書など）

きょうだい同時申込み条件について

きょうだいで同時に入園申込みをされる場合、きょうだいの同時入園申込みに関する条件の選択をしていただきます。

条件は、入園申込みの際にご提出いただく家庭状況書にて選択してください。

①同時に同じ保育園に入園させたい

同時に入園でき、同園に入園のみ希望される方	きょうだい全員が、 同じ園に同じ月 に入所できなければ、入所を希望しない。
-----------------------	--

②同時の入園であれば、きょうだいが別々の保育園でも良いので入園させたい

希望下位でも、同じ園を優先	きょうだいが同時に入園できれば別々の園になってもよいが、同じ園への入所が可能な場合は希望下位であっても同じ園への入所を優先する。 ※きょうだい全員が同じ月に入園できるまで、全員入園することはできません。
別々の園でも希望順位を優先	きょうだいが同時に入園できれば別々の園になってもよいが、できるだけ希望順位が高い園への入所を優先する ※きょうだい全員が同じ月に入園できるまで、全員入園することはできません。

③きょうだいのうち1人だけでも入園希望の方

上の子を優先	希望下位でも同園優先	きょうだいの上の子は1人だけでも入園を希望し、 下の子は1人だけでの入園を希望しない。 同じ園への入所が可能な場合は希望下位であっても同じ園への入所を優先する。
	別園でも希望順位優先	きょうだいの上の子は1人だけでも入園を希望し、 下の子は1人だけでの入園を希望しない。 同じ園への入所が可能であっても、きょうだいそれぞれ希望順位が高い園への入所を優先する。
下の子を優先	希望下位でも同園優先	きょうだいの下の子は1人だけでも入園を希望し、 上の子は1人だけでの入園を希望しない。 同じ園への入所が可能な場合は希望下位であっても同じ園への入所を優先する。
	別園でも希望順位優先	きょうだいの下の子は1人だけでも入園を希望し、 上の子は1人だけでの入園を希望しない。 同じ園への入所が可能であっても、きょうだいそれぞれ希望順位が高い園への入所を優先する。
どちらでも希望	希望下位でも同園優先	きょうだいがどちらか1人でも入園ができればよい。 同じ園への入所が可能な場合は希望下位であっても同じ園への入所を優先する。
	別園でも希望順位優先	きょうだいがどちらか1人でも入園ができればよい。 同じ園への入所が可能であっても、きょうだいそれぞれ希望順位が高い園への入所を優先する。

※きょうだい条件は、きょうだいともに入園申込みをしているときにのみ有効です。

※①②を選択している場合、ひとりの児童が入園できる場合でも、もうひとりが入園できない場合は内定が出せませんので、ご注意ください。

※③を選択して、ひとりの児童のみ保育園に決定した場合、もうひとりの児童は有効期限が残る限り利用選考にかかります。結果をうけて希望園を変更されたい場合には、必ず締切日までに変更届をご提出するようお願い致します。

※先にきょうだいのひとりが申し込まれていて、あとから別のきょうだいが申し込みをされる場合、あとに提出する家庭状況書の「④兄弟姉妹で入園を希望される場合」を必ずご記載ください。あとに提出されたきょうだい条件を基に選考にかかります。

申込み方法・申込みにおける注意事項

中野区では、保育園利用申込みについて、**電子申請での申込みを原則としています**。書類提出期限をご確認のうえ、不足書類がないよう、お早めに中野区役所保育入園係までご提出ください。

○申請方法について 申込み締切日は本書P7をご覧ください。

申請方法は、以下の通りとなります。申込締切日の17時まで中野区役所保育入園係に到着したものが利用調整の対象となります。書類の到着に日数を要しますので、余裕を持ってお申込みください。FAX・メールでの書類提出はできません。

提出していただいたものは返却できません。必要な方は事前に写しをお取りください。

電子申請でのお申し込み

○Logoフォーム

マイナンバー提供資料を提出する場合、Logoフォームでは添付できないため、別途郵送していただく必要があります。詳細については、P9に記載しております。



○ぴったりサービス

ぴったりサービスから電子申請をおこなうためには、マイナンバーカードが必要になりますのでご注意ください。マイナンバー提供資料はぴったりサービスからの電子申請であれば添付可能です。



窓 口

窓口の受付時間は平日の8:30～17:00です。土・日・祝日は受付しておりませんのでご注意ください。
※窓口混雑時、すぐに対応できない場合がございますのでご了承ください。

郵 送

提出先：〒164-8501 中野区中野4-11-19

中野区役所 子ども教育部保育園・幼稚園課保育入園係

提出する前に必ず下記注意事項をご確認ください。

- ・書類はホチキス止めせず提出してください。
- ・全ての書類は消せるペンや修正テープはご使用できません。出し直していただく場合があります。なお、訂正は二重線で消し、正しくご記入ください。
- ・一般書留や簡易書留など配達記録が残る方法を推奨しています。

地域事務所

書類一式のみの受付となります。締切日の5日前までに提出してください。

不足書類は区役所に提出してください。

書類のチェック、ご相談、不足書類の提出は受け付けておりませんのでご注意ください。

○不足書類

必須書類に不足書類があった場合、必ず電話・通知・メール等でご連絡いたします。

- ・不足書類や書類の内容に不備がある場合は、利用調整の対象となりません。書類不備とならないように記入漏れは無いか等よくご確認のうえ、余裕をもって提出締切日までにご提出ください。
- ・申込書類のご提出後、**あとから不足書類のみをご提出される場合は、不足書類の余白に申込み児童の氏名と生年月日(※1)を記入していただくか、※1が記載されたものを一緒にご提出ください。**また、申込有効期間は、先に申込書類を受理した日から6か月です。

○育児休業の延長について

- ・育児休業の延長に関するお問い合わせについて、中野区ではお答えすることができません。育児休業給付金延長に係る申告方法（申告書の記載方法や必要書類等）は、ハローワークおよび就労先にお問い合わせください。
- ・育児休業給付金の延長手続きには、市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知および保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写しが必要とされています。入園申込みが必要な時期等についてはご自身で管理してください。

○入園内定辞退の取り扱い

- ・保育施設は複数園希望することができますが、入園決定後に辞退される方がいらっしゃいます。辞退されますと、他の方の入園の機会を奪うこととなります。実際に通える範囲内で、保育施設を希望してください。入園を辞退される場合は、速やかに園にご連絡のうえ、「辞退届」（区様式）を保育入園係宛に提出してください。辞退する方の辞退届提出締切日は、入所月の前月の区役所最終営業日までです。なお、辞退後引き続き保育所の入園申請の意向がある方は、改めて申請書類の提出が必要となります。ご注意ください。
- ※12月、1月、2月に内定し辞退した場合、入園日と4月入園の申込締切日の関係から、再度の申込みは4月2次利用調整以降の申込みとなりますのでご注意ください。
- ※認可保育所等の入所を辞退して、認証保育所以外の認可外保育施設に入所した場合、辞退対象月が属する年度末までは、認証保育所等保護者補助金は受給できません。また、ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）についても、辞退対象月が属する年度末までは、利用できません。

○入園決定の取消しと退園

以下の場合に入園決定の取消しまたは入園後に退園になることがあります。

申込時と変わってしまったとき

- ・申込み時点と入園月時点で比較し、利用調整の指数に変更が生じたとき
- ・転職をした際に退職日と再就職日で間が空いたとき
- ・復職後に勤務日数や時間が短縮となるとき（育児短時間制度利用の場合は除く）
- ・家庭での保育が可能になったとき
- ・中野区を転出されたとき

入園後に必要な手続きをしなかったとき

●育児休業中に入所した方

入園後、翌月1日までに育児休業中の職場へ復職することが利用（在園）条件となります。復職後、1か月以内に復職証明書（区様式）をご提出ください。なお、復職後に在園しているお子さんを対象とした育児休業を取得する場合は、退園となります。再取得、分割取得も同様に退園となります。

※育児休業中の方は元の職場に復職することを前提に就労中の要件で利用調整しています。入園後に元の職場に復職できなかった場合は、退園となる場合があります。

※復職せずに転職した場合は退園となる場合があります。

※派遣会社で就労していた方は、休業前より指数が下がる場合は、退園となります。派遣元を変更することはできません。

●求職中に入所した方

入園後、入園した月の翌々月末日までに就労し、就労開始日以降の証明日での「就労証明書」（区様式）、「変更届」（区様式）、「支給認定申請書」（区様式）を提出することが利用（在園）の条件となります。

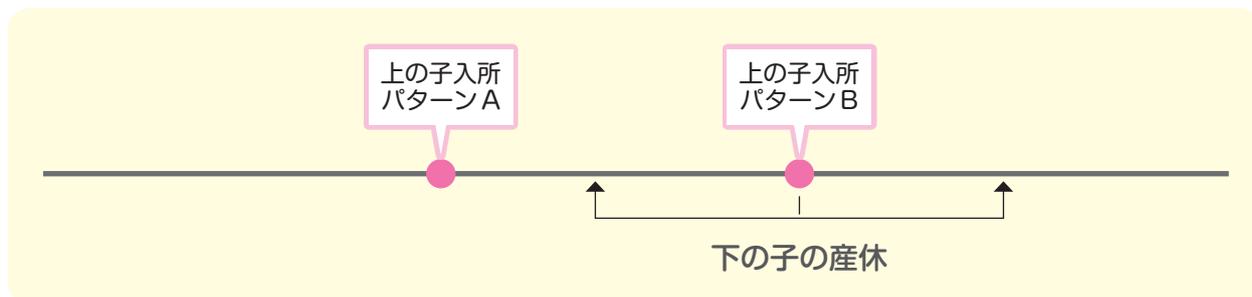
●就労内定・就労拡大（就労日数・時間の増加等）予定で入所した方

入園した月中に内定・就労拡大（勤務先・日数・時間帯等）通りに就労を開始することが利用（在園）の条件となります。入園月の末日までに、就労開始日以降の証明日での「就労証明書」（区様式）、「変更届」（区様式）、「支給認定申請書」（区様式）の提出をお願いいたします。（就労拡大の場合、支給認定申請書は不要）

※採用予定月のみ就労内定として利用調整を行う事ができます。採用日が変更になった場合は速やかに変更の手続きが必要です。

○申込中に出産予定がある方（就労の事由で保育所等を利用する場合）

お申込みするお子さんの入所するタイミングによって注意事項があります。



パターンA（詳細はP35を参照ください）

下のお子さんの産前休業開始日より前に上のお子さん（お申込みする児童）が入所した場合

育児休業は、育児を行うためのものであり、その対象となるお子さんのほか、育児休業に先立つ産前産後休業の開始前に既に保育所等に在籍しているお子さん（上のお子さん）についても家庭での育児が可能となります。

したがって、本来であれば育児休業を取得しながら認可保育所にお子さんが在籍することはできません。しかし、上記図のように、下のお子さんの産前休業開始日より前に上のお子さんが入所した場合は、特例として下のお子さんの育児休業を取得しながら、上のお子さんが認可保育所に在園することを認めています。

ただしその期間は、下のお子さんが満1歳に達する日の属する年度の翌年度の4月30日までです。（下のお子さんが満1歳に達する日の属する年度の翌年度の4月に保育所等に入園できない等の理由により、保護者が育児休業を延長される場合は、育児休業中に限り、最大で、下のお子さんが満2歳に達する日の属する月の末日まで在園を認めます。）

※育児休業は「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業の方の育児休業は原則認められません。産休明けに復職し、就労証明書をご提出ください。

パターンB

下のお子さんの産前産後休業中に上のお子さん（お申込みする児童）が入所した場合

産前産後休業中の方は、産後休業終了日の翌日に復職する必要があります。復職されない場合や育児休業を取得する場合は退園となります。産後休業から一度復職した後に同じお子さんの育児休業を取得する場合も同様に退園となります。

申込み後に状況が変わった場合に提出が必要な書類

申込み後に次の事項に該当したときは、利用調整に関わりますので必ず下記の必要書類を提出してください。

内定後、または入園後に提出していないことが判明した場合、内定取消や退園になることがあります。

	状況	必要な書類	備考
1	希望園の変更をしたいとき	変更届（区様式） ※下記二次元コードから電子申請することもできます。 	各月の書類提出締切日までにご提出ください。
2	転職した場合	①変更届（区様式） ②就労証明書（区様式） ③前職の退職日がわかるもの	書類がお手元に準備でき次第ご提出をお願い致します。次の仕事まで期間があく場合や指数が下がる場合、育児休業中に入園が決まった方が元の会社に復職せずに転職した場合は入園が取消しになることがあります。
3	育児休業から復職したとき	復職証明書（区様式）	復職日より1か月以内にご提出ください。
4	子どもを認可外保育施設・ベビーシッター・幼稚園等に預けたとき	受託証明書（区様式）	書類がお手元に準備でき次第ご提出をお願い致します。各月の書類提出締め切り日までにご提出していただければ、加点の対象になる可能性があります。
5	入園（転園）の希望がなくなったとき	申込みの取下げ、利用承諾の辞退について（区様式） ※下記二次元コードから電子申請することもできます。 	至急ご提出ください。
6	就労内定で申込み後、就労を開始したとき	①変更届（区様式） ②教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書（区様式） ③就労証明書（区様式）	就労開始日以降の証明日が記載された就労証明書をご提出ください。
7	その他申込み内容（就職・開業・氏名等）が変更になったとき	詳細はお問い合わせください。	

保育所等一覧

2024年8月

- 「保育所等一覧」は2024年8月現在の情報をもとに作成しています。今後、内容に変更が生じた場合、区公式ホームページ「新規開設・閉園・定員変更等のお知らせ」(右の二次元コードを参照)に、随時情報を掲載しますのでご確認ください。
- その他、見学、お問い合わせなどの詳細については、各保育所等にご確認ください。



【名称欄】★付きの施設については、定員変更の予定があります。
区公式ホームページ「新規開設・閉園・定員変更等のお知らせ」(右上の二次元コードを参照)をご確認ください。
【園庭欄】♡:地上園庭 ◇:地上と屋上 ♥:地上(一部代替) ◆:地上と屋上(一部代替) ■:屋上(一部代替) ♠:なし(代替)
※園庭欄は認可届け出の内容で分類し、記載しています。代替の場合、付近の公園や小学校の校庭等を使用します。

●認可保育園

区分	園コード	名称(略称)	所在地	電話番号	受入年齢	定員							基本保育時間	延長保育時間	延長受入年齢	看護師	園庭
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計					
区立	1304	中野	弥生町 2-6-3	3373-4894	57日以上	10	16	16	20	20	20	102	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	○	♡
	1303	弥生	弥生町 5-4-8	3381-0213	57日以上	14	16	16	20	20	20	106	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	○	♡
	1302	本町	本町 3-29-17	3373-8700	57日以上	12	16	16	21	21	21	107	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	○	♡
	1301	鍋横	本町 5-47-13	3384-4565	1歳以上		10	10	17	17	17	71	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上		♡
	1204	昭和	中野 6-2-11	3362-1506	1歳以上		9	9	13	14	14	59	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上		♡
	1203	沼袋	沼袋 1-34-14	3386-7082	57日以上	12	20	20	22	22	22	118	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	○	♡
	1202	江原	江原町 1-10-16	3953-5528	57日以上	12	20	20	22	22	22	118	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	○	♡
	1102	丸山	丸山 2-27-16	3337-7106	6か月以上	9	12	12	20	20	21	94	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	○	♡
	1201	野方	野方 1-35-8	3387-6379	8か月以上	8	14	14	18	18	18	90	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	○	♡
	1101	白鷺	白鷺 3-3-24	3330-2437	57日以上	12	19	19	19	19	19	107	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	○	♡
私立	2336	中野南台ちとせ	南台 2-1-5	6454-1983	57日以上	12	15	15	16	16	16	90	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	○	♥
	2335	なかみなみコスモ	南台 3-6-17 3F	5342-2921	57日以上	9	16	16	19	19	19	98	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	○	♠
	2334	南台	南台 3-35-3	3384-0906	57日以上	9	14	14	20	20	20	97	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	○	◇
	2333	キッズガーデン中野南台	南台 4-19-11	6382-5280	57日以上	6	10	12	14	14	14	70	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	○	♠
	2332	アートチャイルドケア中野南台森の保育園	南台 5-15-5	5342-2340	57日以上	12	20	20	20	20	20	112	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	○	♡
	2328	中野みなみ	南台 5-29-9	3384-5941	57日以上	12	16	18	21	21	21	109	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	○	♡
	2331	★ さくらさくみらい弥生町	弥生町 1-43-12	5309-2239	57日以上	6	10	12	15	15	12	70	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	○	♠
	2330	★ コンビプラザ弥生町	弥生町 2-41-2	6382-5508	57日以上	9	15	18	21	18	8	89	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	○	♠
	2329	★ みらいえ保育園中野富士見町	弥生町 2-48-3	6382-5590	1歳以上		11	11	12	13	13	60	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上		♠
	2327	コンビプラザ宮の台	本町 4-14-12	6382-8087	57日以上	9	15	18	22	22	22	108	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	○	♡
	2326	マミーズエンジェル新中野	本町 4-30-12 2F	3380-0088	1歳以上		19	19	19	19	19	95	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上		♠
	2325	※1 キッズガーデン新中野駅前	本町 4-30-12 4F	6382-5717	57日以上	6	10	10	12	12	12	62	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	○	♠
	2324	★ 太陽の子中野中央	中央 1-13-8 2F	5332-5977	1歳以上		5	6	9	10	10	40	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上		♠
	2340	ひなたの丘	中央 1-42-6	6304-0156	57日以上	9	10	12	13	13	13	70	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	○	◆
	2323	AIAI NURSERY中野坂上	中央 2-2-3	6908-7190	1歳以上		10	11	13	13	13	60	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上		♠
	2322	ソラストなかのさかうえ	中央 2-43-12	5937-1830	57日以上	12	13	13	14	14	14	80	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	○	♠
	2321	★ ナーサリー中野の森	中央 2-52-15	5937-4220	57日以上	6	18	20	22	19	5	90	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	○	♥
	2320	★ 仲町	中央 3-41-12	5340-7921	57日以上	12	15	16	19	19	19	100	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	○	♡
2319	★ モニカ新中野園	中央 4-7-14	6382-8871	57日以上	6	9	10	9	8	8	50	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	○	♠	
2318	橋場そらとみどりの保育園 大きなおうち	中央 4-18-19	6382-4774	57日以上	15	30	30	34	34	34	177	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	○	♡	

※1:キッズガーデン新中野駅前、駐輪場・駐車場がないため、徒歩・公共交通機関での登降園となります。

●認可保育園

区分	園コード	名称(略称)	所在地	電話番号	受入年齢	定員							基本 保育時間	延長 保育時間	延長 受入年齢	看護師	園庭
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計					
私立	2317	ひまわり	中央 4-61-4	3382-2400	57日 以上	6	8	9	9	9	9	50	7:30~18:30	20:30まで	57日 以上	○	♠
	2316	にじいろ保育園中野	中央 5-48-2	6382-8492	1歳 以上		5	6	8	8	8	35	7:15~18:15	20:15まで	1歳 以上		♠
	2338	★ スターチャイルド 《東中野ナーサリー》	東中野 1-38-5	5338-0266	1歳 以上		10	11	9	5	5	40	7:15~18:15	20:15まで	1歳 以上		♠
	2314	めばえの森	東中野 2-6-14	3227-5008	1歳 以上		12	12	14	14	14	66	7:15~18:15	20:15まで	1歳 以上		■
	2313	★ 幼保園シャローム東中野	東中野 2-22-26	3371-7893	1歳 以上		10	10	10	5	5	40	7:15~18:15	20:15まで	1歳 以上		♠
	2337	★ 東中野しらゆり	東中野 3-12-2	5937-1211	57日 以上	6	12	12	8	8	4	50	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠
	2312	★ クオリスキッズ東中野	東中野 3-19-17	6908-6421	1歳 以上		12	12	12	12	6	54	7:30~18:30	20:30まで	1歳 以上		♠
	2311	キッズハーモニー・ ひがしなかの	東中野 4-4-26 4-5F	5330-5117	57日 以上	6	12	12	15	15	15	75	7:30~18:30	20:30まで	57日 以上	※2	♠
	2310	シエル保育園・東中野	東中野 4-11-12	5937-1257	57日 以上	5	8	11	12	12	12	60	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠
	2309	まなびの森 保育園東中野ブチ・クレイシュ	東中野 5-1-1	3365-0965	57日 以上	6	8	9	9	9	9	50	7:00~18:00	20:00まで	57日 以上	○	♠
	2308	陽だまりの丘	東中野 5-17-3	5331-6767	57日 以上	15	20	22	22	22	22	123	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♡
	2307	★ おはよう保育園東中野	東中野 5-27-10	6304-0611	1歳 以上		10	11	13	10	6	50	7:15~18:15	20:15まで	1歳 以上		♠
	2306	★ 宮園	中野 1-21-6	3368-0015	57日 以上	9	18	19	19	19	21	105	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♡
	2304	太陽の子中野桜花	中野 2-14-11	5340-7086	57日 以上	6	10	12	13	13	13	67	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♡
	2303	なかのまるのなか保育園 大きなおうち	中野 2-18-4	6304-8383	57日 以上	12	24	27	30	30	30	153	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠
	2302	にじいろ保育園中野駅南口	中野 2-26-1	6382-6831	1歳 以上		5	6	13	13	13	50	7:15~18:15	20:15まで	1歳 以上		♡
	2301	桃が丘さゆり	中野 3-19-13	5342-9543	57日 以上	12	18	20	20	20	20	110	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♡
	2339	★ きゃんぱす中野	中野 3-48-8	6454-1625	1歳 以上		12	14	10	7	7	50	7:15~18:15	20:15まで	1歳 以上		♠
	2228	★ コンビプラザ中野	中野 4-6-20	5913-2701	57日 以上	6	10	10	10	10	10	56	7:30~18:30	20:30まで	57日 以上	○	♡
	2227	中野ここわ	中野 5-4-7	5318-9963	57日 以上	6	12	12	13	13	13	69	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠
	2226	ピノキオ幼児舎中野	中野 5-24-21 2F	5345-7735	57日 以上	6	6	6	7	7	7	39	7:30~18:30	20:30まで	57日 以上	○	♠
	2225	★ 中野打越	中野 5-26-11	3387-5117	57日 以上	9	18	18	21	22	22	110	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♡
	2224	にじいろ保育園上高田	上高田 1-17-5	5942-9972	57日 以上	9	15	15	21	21	21	102	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♡
	2223	★ ナーサリールーム ペリーペアー中野	上高田 1-39-14	6454-0190	57日 以上	3	10	12	14	14	14	67	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠
	2222	ちゃいれっく上高田	上高田 2-9-2	5942-5091	57日 以上	6	9	10	11	12	12	60	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠
	2221	キッズガーデン中野上高田	上高田 2-36-2	5942-7433	57日 以上	9	10	12	13	13	13	70	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠
	2220	さくらさくみらい中野	上高田 2-41-6 2F	5942-5715	1歳 以上		12	12	14	14	14	66	7:15~18:15	20:15まで	1歳 以上		■
	2219	あけぼの	上高田 2-58-21	3385-3822	57日 以上	9	15	18	20	24	24	110	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	◆
	2218	ピオニイ	新井 2-40-3	3386-0539	57日 以上	9	10	12	12	12	12	67	7:00~18:00	19:00まで	57日 以上	○	♠
	2217	キッズフォレ平和の森	新井 3-35-20	6454-0771	57日 以上	6	7	7	10	10	10	50	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠
	2216	中野りるとるばんぐきんす	新井 4-10-10	5345-8331	57日 以上	9	10	12	15	17	17	80	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	◇
	2215	小学館アカデミーあらいやくし	新井 5-17-2 2F	5318-0385	57日 以上	6	6	7	7	7	7	40	7:30~18:30	20:30まで	57日 以上	○	♠
	2214	松が丘	沼袋 2-17-5	5318-9122	57日 以上	9	18	20	20	20	20	107	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♡
	2213	グローバルキッズ沼袋園	沼袋 2-28-32	5942-8626	57日 以上	6	10	12	14	14	14	70	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠
	2212	沼袋西	沼袋 3-14-11	5942-6203	57日 以上	9	18	18	18	18	18	99	7:15~18:15	20:15まで	5か月 以上	○	♡
	2211	★ 中野松が丘すきっぷ	松が丘 1-26-2	5942-4766	57日 以上	6	10	11	11	11	11	60	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠
2210	にじいろ保育園松が丘	松が丘 2-32-3	6908-2461	57日 以上	6	10	12	13	13	13	67	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♡	
2209	さくらさくみらい江原町	江原町 1-46-1	6908-3139	57日 以上	6	9	13	13	13	13	67	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠	
2208	江古田ここわ	江古田 1-11-5	3565-6292	1歳 以上		12	12	12	12	12	60	7:15~18:15	20:15まで	1歳 以上		♠	

※2:キッズハーモニー・ひがしなかのの看護師の配置状況につきましては、直接園へご確認ください。

●認可保育園

区分	園コード	名称(略称)	所在地	電話番号	受入年齢	定員							基本保育時間	延長保育時間	延長受入年齢	看護師	園庭
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計					
私立	2207	テンダーラビング保育園江古田	江古田 1-43-5	5942-5321	57日 以上	6	8	10	12	12	12	60	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠
	2206	にじいろ保育園江古田の杜	江古田 3-14-1 1F	5942-5565	57日 以上	8	13	14	15	15	15	80	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♥
	2205	★ 徳田	江古田 3-15-2	3993-5029	57日 以上	12	20	20	20	20	23	115	7:15~18:15	19:15まで	8か月 以上	○	♡
	2203	ピノキオ幼児舎野方	丸山 1-6-3	5318-6391	57日 以上	9	15	15	20	20	20	99	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠
	2202	にじいろ保育園中野野方	野方 1-41-9	5942-4590	57日 以上	6	10	12	14	14	14	70	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	■
	2201	野方さくら	野方 4-41-7	3387-7391	57日 以上	9	18	18	18	18	19	100	7:15~18:15	20:15まで	1歳 以上	○	♡
	2118	オンビノスクエア野方	野方 5-10-13	3338-0308	1歳 以上		5	9	10	10	10	44	7:15~18:15	20:15まで	1歳 以上		♠
	2117	こどもヶ丘保育園野方園	野方 6-38-2	5364-9041	57日 以上	6	12	12	14	14	14	72	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠
	2116	大和東もみじの森	大和町 1-37-4	3330-9893	57日 以上	9	19	19	22	22	22	113	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♡
	2115	★ 七海	大和町 4-12-10	3310-9773	57日 以上	9	18	19	20	20	20	106	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♡
	2114	田中ナースリー大和	大和町 4-42-4	3337-7180	57日 以上	9	12	12	20	20	20	93	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	◇
	2113	田中ナースリー若宮	若宮 3-6-9	3310-3366	1歳 以上		12	12	12	12	12	60	7:15~18:15	20:15まで	1歳 以上		♠
	2112	まなびの森保育園鷺ノ宮	若宮 3-23-3	3310-2322	57日 以上	6	10	11	11	11	11	60	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	◇
	2111	中野鷺ノ宮雲母	白鷺 1-1-4	6853-6190	57日 以上	6	10	10	11	11	12	60	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠
	2110	キッズガーデン中野白鷺	白鷺 1-6-10	6383-0035	57日 以上	6	10	12	14	14	14	70	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠
	2109	聖ピオ	白鷺 1-15-15	3339-0801	57日 以上	15	21	22	22	22	22	124	7:00~18:00	20:00まで	57日 以上	○	♡
	2108	鷺宮クローバー	鷺宮 2-4-3	5327-8141	1歳 以上		10	12	12	12	12	58	7:15~18:15	20:15まで	1歳 以上		♥
	2107	にじいろ保育園鷺ノ宮	鷺宮 3-44-7	5327-8202	57日 以上	6	10	12	13	13	13	67	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♠
	2106	ぼけっとランドさぎのみや	鷺宮 4-33-1	5284-9637	57日 以上	6	10	10	14	14	14	68	7:30~18:30	20:30まで	57日 以上	○	♠
	2105	わらべ西鷺宮	鷺宮 5-22-14	3990-7440	57日 以上	9	18	18	21	21	21	108	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♥
2104	グローバルキッズ鷺ノ宮	上鷺宮 2-10-21	3990-5722	57日 以上	6	10	12	15	15	15	73	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♡	
2103	※3 とちの木	上鷺宮 3-8-8	5971-3910	57日 以上	10	12	12	12	12	12	70	7:15~18:15	20:15まで	1歳 以上	○	♡	
2102	中野ひかり	上鷺宮 4-18-8	3998-0132	1歳 以上		10	14	17	17	17	75	7:15~18:15	20:15まで	1歳 以上		♠	
2101	こどもヶ丘保育園上鷺宮園	上鷺宮 5-5-6	5848-7341	57日 以上	6	10	11	12	12	12	63	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	♥	

※3：とちの木保育園は、0歳児と1歳児に布おむつを使用しています。紙おむつを使用する場合は、使用後の紙おむつをお持ち帰りいただけます。

●認定こども園 (2号・3号認定)

区分	園コード	名称(略称)	所在地	電話番号	受入年齢	定員							基本保育時間	延長保育時間	延長受入年齢	看護師	園庭
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計					
認定こども園	3301	やよいこども園 (ナーサリーコース)	弥生町 1-58-14	5358-0901	57日 以上	9	13	18	20	20	20	100	7:00~18:00	20:00まで	1歳 以上	○	♡
	3201	なかのこども園	野方 1-10-2	5942-6031	57日 以上	9	11	14	17	17	17	85	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	◇
	3202	※4 認定こども園みずのとう (幼児ルーム)	江古田 1-1-1	3953-4417	1歳・2歳		9	12				21	7:30~18:30				♡
		※4 認定こども園みずのとう (長時間利用)			3歳 以上			15	15	15	45	7:30~18:30				♡	
	3302	アルテ子どもと木幼保育園	中野 1-59-5	3365-0602	57日 以上	12	15	18	21	22	22	110	7:15~18:15	20:15まで	57日 以上	○	◇
	3203	なかよしの森こども園	江古田 4-16-13	5942-8816	57日 以上	12	16	18	18	18	18	100	7:15~18:15	20:15まで	1歳 以上	○	♥

※4：認定こども園みずのとうの申込みの詳細については、園へお問い合わせください。



○ 地域型保育事業の連携施設の受け入れ枠の取り扱いについては、令和9年度より変更の予定です。
 詳細は区公式ホームページ「地域型保育事業の連携施設」(右の二次元コードを参照)をご確認ください。

● **地域型保育事業 (認可小規模保育事業)** ※A型: 保育従事者数の全員が保育士 B型: 保育従事者数の5割以上が保育士

区分	園コード	名称(略称)	所在地	電話番号	受入年齢	定員							基本保育時間	延長保育時間	延長受入年齢	看護師	園庭
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計					
小規模保育事業	4307	マザーズハート南台園(A型)	南台 2-28-4	6382-6228	57日以上	3	8	8				19	7:30~18:30	19:30まで	57日以上		♠
	4306	キャリア保育園 なかのぶじみちよう(A型)	南台 3-6-16 1F	6382-4852	57日以上	2	5	5				12	7:15~18:15	19:15まで(土なし)	57日以上		♠
	4304	あーす保育園中野新橋(A型)	弥生町 1-56-3 1F	6276-8942	57日以上	5	6	8				19	7:15~18:15	19:15まで	57日以上		♠
	4302	ゆめのいる保育園中野(A型)	本町 5-47-10	6382-6865	57日以上	4	4	4				12	7:00~18:00	19:00まで	57日以上		♡
	4301	あーす保育園中野坂上(A型)	中央 1-23-7 1F	6908-7524	57日以上	5	6	8				19	7:15~18:15	19:15まで	57日以上		♠
	4107	かたつむり保育園野方(A型)	野方 6-30-24 1-2F	5356-8686	57日以上	4	5	5				14	7:15~18:15	19:15まで	57日以上		♠
	4105	てりは保育園なかの(A型)	大和町 2-3-16	5356-7501	57日以上	3	8	8				19	7:15~18:15	19:15まで	57日以上		♠
	4102	ふたばクラブ鷺宮保育園(A型)	鷺宮 3-7-7 2F	5327-8023	57日以上	5	7	7				19	7:15~18:15	19:15まで	57日以上		♠
	4101	あーす保育園鷺ノ宮(A型)	鷺宮 4-34-9 1F	5356-7341	57日以上	3	7	9				19	7:15~18:15	19:15まで	57日以上		♠



○ 地域型保育事業の連携施設の受け入れ枠の取り扱いについては、令和9年度より変更の予定です。
 詳細は区公式ホームページ「地域型保育事業の連携施設」(右の二次元コードを参照)をご確認ください。

● **地域型保育事業 (認可家庭的保育事業)** ※認可家庭的保育事業では、特別な支援を要するお子さんの受け入れはありません。

区分	園コード	名称(設置者)	所在地	電話番号	受入年齢	定員							基本保育時間	延長保育時間	延長受入年齢	看護師	園庭
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計					
家庭的保育事業	5304	保育室こどものせかい(小坂明子)	南台 4-51-2	3382-3938	57日以上	1	1	1				3	7:15~18:15(月~土)	19:15まで	1歳以上		♠
	5303	※5 昼間のおうち(西嶋ひろみ)	弥生町 2-3-1	090-6954-9831	57日以上	1	2	2				5	7:15~18:15(月~金)				♠
	5302	※5 比留間恵美(比留間恵美)	中央 1-31-6-102	6908-6775	57日以上	1	1	1				3	7:15~18:15(月~金)				♠
	5301	じゅんちゃん保育室(高橋潤)	中央 3-36-6	3229-2157	57日以上	1	1	1				3	7:15~18:15(月~金)				♠
	5202	新谷裕子(新谷裕子)	新井 2-6-3-102	080-3455-5707	57日以上	1	1	1				3	7:15~18:15(月~土)				♠
	5201	※5 キッズルーム カジワラ(梶原憲子)	野方 4-41-9	3387-5715	57日以上	1	1	1				3	7:15~18:15(月~金)				♠
	5101	ひまわり保育ルーム(市瀬豊子)	大和町 4-50-23	090-6560-8108	57日以上	1	1	2				4	7:15~18:15(月~金)				♠

※5: 家庭的保育事業所「昼間のおうち」「比留間恵美」「キッズルームカジワラ」は、食物アレルギーや宗教対応が必要なお子さんには、給食提供ができません。お弁当を持参していただきます。

● **地域型保育事業 (認可居宅訪問型保育事業)**

区分	園コード	名称(設置者)	所在地	電話番号	受入年齢	定員							基本保育時間	延長保育時間	延長受入年齢	看護師	給食
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計					
	6001	※6 障害児訪問保育アニー(認定NPO法人フローレンス)	各自自宅	6811-0907	57日以上	設定なし							8:00~18:00(月~金)			訪問	なし

※6: 障害児訪問保育アニーの0歳児及び3歳~5歳児の受け入れについては、事前に事業者にご相談ください。事業の詳細については、P40「認可居宅訪問型保育事業」をご覧ください。

保育料

問い合わせ先 保育システム係(☎03-3228-3259)

▶ 保育料とは

保育料とはお子さんの保育に要する費用に充てるため、保護者の方にお支払いいただくものです。公平性の観点から、納期限を守って必ずお支払いください。

中野区民のお子さんが利用する保育所等の保育料は、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業で共通です。

保育の必要量に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分の保育料が設定されます。

▶ 保育園運営経費

保育園運営に必要な人件費をはじめ園舎の維持管理などの経費は、保護者に負担していただく保育料、国・都の負担金や区民税等で賄っています。

▶ 0～2歳児クラスの保育料・区立認可保育所延長保育料の算定方法および算定期間

算定根拠となる年度の住民税所得割額（父・母分）を基に、保育料を算定します。

保育料の算定は毎年4月と9月の年2回行います。

決定月	対象期間	算定根拠となる区民税所得割額	
2024年9月	2024年9月～ 2025年3月	2024年度分 (2023年分所得)	P25の保育料表をご覧ください
2025年4月	2025年4月～ 2025年8月	2024年度分 (2023年分所得)	
2025年9月	2025年9月～ 2026年3月	2025年度分 (2024年分所得)	

- 算定は、住宅借入金特別控除や寄付金控除等の**税額控除前の所得割額**でおこないます。
- 海外に居住しており日本国内で住民税が課税されていない場合は、前年の収入状況等から推計した住民税額で算定いたします。
- お子さんが生計を一にする同居の祖父母に扶養されている場合、扶養している祖父母の住民税所得割額も保育料の算定根拠とする場合があります。
- 結婚や離婚等により保護者に変更があった場合等は、保育料を再算定し、変更します。保育料の変更は、原則変更手続きした日の月の翌月以降になります。
- 生活保護受給世帯、住民税非課税世帯および里親制度を利用している世帯の場合、保育料はかかりません。

▶ 住民税未申告等による保育料の最高額決定について

次の事由等で住民税未決定の方は、保育料を最高階層（最高額）で決定します。

なお、住民税が決定された場合または収入のわかる書類を提出した場合、**当年度の保育料に限り**、保育料を再算定します。

- ①保護者が住民税の申告をしていない。※育休中で収入がない場合でも、個別に住民税の申告が必要となる場合があります。
- ②4月から8月分保育料の場合は前年1月1日時点、9月から3月分保育料の場合は当年1月1日時点で中野区外に居住し、前住所地の課税証明書または非課税証明書が提出されていない。

※ただし、前住所地で住民税が決定され、かつ、入園申込時に個人情報（マイナンバー）関係書類を提出している方は除く。

※個人番号（マイナンバー）関係書類を提出された場合でも、税情報の照会ができなかった場合は、前住所地の課税証明書または非課税証明書の提出が必要となります。

- ③ 4月から8月分保育料の場合は前年1月1日時点、9月から3月分保育料の場合は当年1月1日時点で海外に居住し、収入のわかる（給与明細・勤務先が発行する収入証明書など）書類が提出されていない。上記収入のわかる書類の提出にあたっては、4月から8月分保育料の場合は前々年1月から12月の収入、9月から3月分保育料の場合は前年1月から12月の収入を証する必要があります。

▶ 修正申告などにより住民税所得割額に変更があった方へ

修正申告等により住民税所得割額に変更があった場合、**当年度の保育料に限り**、再算定します。保育料の再算定を行った結果、既にお支払いいただいた保育料に不足額が生じた場合は不足額の請求を、過払いが生じた場合は未払いの保育料への充当または還付を行います。

▶ 保育料の多子世帯軽減

1. 生計を一にしている世帯に2人以上のお子さんがいる場合は、年齢の高い順から数えて2番目以降のお子さんの保育料は無料となります。
 ※生計を一にする子の年齢・同居別居の制限はありません。
 ※別居しているきょうだいがいる世帯の場合は生計を一にしていることがわかる書類（学生証のコピー・仕送りの事実がわかる通帳のコピー等）をご提出ください。
2. ひとり親世帯・障がい者がいる世帯のうち、世帯の区民税所得割額が77,101円未満の世帯（C1～C7階層の世帯）の場合、保護者と生計を一にするお子さんを対象に年齢の高い順に数えて1番目のお子さんの保育料は半額、2番目以降のお子さんの保育料は無料となります。
 ※生計を一にする子の年齢・同居別居の制限はありません。
 ※別居しているきょうだいがいる世帯の場合は生計を一にしていることがわかる書類（学生証のコピー・仕送りの事実がわかる通帳のコピー等）をご提出ください。
 ※障害の種別、等級が確認できる障害者手帳のコピーを提出されていない方はご提出ください。

▶ 保育料の減額

保育料が減額になる場合があります。下表の減額の事由に該当する場合は保育料減額申請書と必要書類を揃えて保育システム係に提出してください。

減額の事由	保育料減額申請書以外の必要書類
生活保護を受けたとき	・生活保護受給証明書
災害などで損害を受けたとき	・り災証明書 ・保険金の支払い通知書 ・被災額のわかるもの } いずれか
生計を一にしている世帯に、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度または精神障害者保険福祉手帳1～3級の交付を受けた者がいる場合	・手帳の写し

※上記の事由以外にも保育料が減額になる場合があります。詳しくはご相談ください。

▶ 保育料に関する注意事項

1. 保育料を決定する年齢は、入園年度の4月1日現在の満年齢（クラス年齢）です。年度途中で誕生日を迎えても保育料は変わりません。
2. 保育料は月額のため毎月1日現在で在園している場合は、当月分の保育料をお支払いいただきます。途中で退園された場合や通園日数が少ない場合（1日も通園がない場合を含みます。）でも、**保育料の日割り計算は行いません**。なお、延長保育料（月額）も同様です。
3. 個別にお弁当を持参いただいた場合であっても、保育料の免除や減額はできません。
4. 保育料のお支払い期限は毎月月末（月末が休業日の場合は、翌営業日）です。
※口座振替払いの引落日も同様です。
5. 保育料を期限までにお支払いいただけない場合は、書面による督促・催告のほか、滞納処分（差し押さえ）を行う場合があります。
6. 保育料の支払い先は、認可保育所は中野区へお支払いください。また、認定こども園、地域型保育事業（認可家庭的保育事業、認可小規模保育事業、認可事業所内保育事業、認可居宅訪問型保育事業）は各施設（事業者）へお支払いください。

～認可保育所の保育料はお支払いに便利な口座振替払いをお願いします～

(1) 「中野区保育園保育料預金口座振替依頼書」でのお手続き

3枚つづりの「中野区保育園保育料預金口座振替依頼書」に記入押印し、口座のある金融機関の窓口へ提出してください。記入は黒のボールペンではっきりとした文字で記入してください。

※金融機関によっては、2枚目の用紙（中野区提出用）が返される場合があります。その場合は、2枚目の用紙（中野区提出用）を、郵便等で保育システム係に提出してください。

(2) 「AIRPOST」でのお手続き

2023年7月3日より、三菱UFJ銀行等の一部の金融機関の口座では、「AIRPOST」を利用してスマートフォンでの手続きが可能となりました。

詳しくは、中野区ホームページ（右の二次元バーコードを参照）をご確認ください。



注意事項

1. 口座振替払いのお手続きは希望する振替開始月の前月末までに行ってください。
2. 区立認可保育所に在園しているお子さんで、きょうだいの保育料のお支払いで口座振替をご利用したことがある場合は、保育システム係へお問合せください。確認をとり、手続き対応します。

▶ 幼児教育・保育の無償化

幼児教育負担の軽減による少子化対策として、2019年10月1日より3歳から5歳までのお子さんおよび住民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子さんの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化されました。無償化の範囲や上限額、保育の必要性や利用する施設の種別は以下のとおりです。

施設類型	保育の必要性	無償化の範囲、上限額	
		0歳から2歳児 (住民税非課税世帯)	3歳から5歳児
幼稚園(私学助成園)※1※2	—	月額25,700円まで	月額25,700円まで
認定こども園(幼稚園的利用)※1 幼稚園(施設型給付園)※1	—	無償	無償
認可保育所 地域型保育事業 認定こども園(保育園的利用)	○	無償	無償
幼稚園の預かり保育	○	月額16,300円まで	月額11,300円まで
一時預かり事業 病児保育事業 ファミリーサポートセンター	○	月額42,000円まで	月額37,000円まで
認証保育所※2 認可外保育施設※3 ベビーシッター※3	○		
企業主導型保育事業	○	標準的な利用料を無償化	標準的な利用料を無償化
障がい児通所施設	—	無償	無償

- ※1 幼稚園、認定こども園(幼稚園的利用)は満3歳になった日から無償化の対象。
- ※2 幼稚園(私学助成園)や認証保育所、認可外保育施設をご利用の方に、保護者補助金の助成制度あり。
- ※3 東京都の指導監督基準を満たす施設に限る。ただし、経過措置により、5年間(2024年9月末まで)は指導監督基準を満たさない施設についても無償化の対象

より詳細な情報や必要な手続きについては、中野区のホームページをご覧ください。



保育料一覧

認可保育園・認定こども園(2・3号認定子ども)・認可小規模保育事業・認可家庭的保育事業・認可事業所内保育事業に適用

1. 保育標準時間認定の保育料 (円)

世帯全員の区民税額	階層	保育料(月額)			区立園の延長保育料(月額)		
		3歳未満児 第1子	3歳児 第2子	3歳児 以上	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児
生活保護受給世帯	A	0			0	0	0
区民税非課税世帯	B	0			0	0	0
区民税均等割のみ	C1	1,900			600	600	600
24,300円未満	C2	2,400			600	600	600
24,300円以上 48,600円未満	C3	3,100			600	600	600
48,600円以上 51,000円未満	C4	6,700			900	900	900
51,000円以上 53,000円未満	C5	8,300			900	900	900
53,000円以上 55,000円未満	C6	9,400			900	900	900
55,000円以上 77,101円未満	C7	15,400			1,500	1,300	1,300
77,101円以上 79,000円未満	C8	19,100			1,900	1,300	1,300
79,000円以上 97,000円未満	C9	21,500			2,100	1,400	1,400
97,000円以上 115,000円未満	C10	23,600			2,300	1,500	1,500
115,000円以上 133,000円未満	C11	25,500			2,500	1,700	1,600
133,000円以上 161,000円未満	C12	27,500			2,700	1,800	1,800
161,000円以上 190,000円未満	C13	29,200			2,900	1,900	1,800
190,000円以上 211,000円未満	C14	31,000			3,100	2,000	1,800
211,000円以上 231,000円未満	C15	32,500	無料		3,200	2,100	1,800
231,000円以上 252,000円未満	C16	34,200			3,400	2,200	1,800
252,000円以上 273,000円未満	C17	35,700			3,500	2,200	1,900
273,000円以上 292,000円未満	C18	37,200			3,700	2,300	1,900
292,000円以上 303,000円未満	C19	38,500			3,800	2,300	1,900
303,000円以上 315,000円未満	C20	40,000			4,000	2,300	1,900
315,000円以上 342,000円未満	C21	43,400			4,300	2,400	1,900
342,000円以上 370,000円未満	C22	46,100			4,600	2,400	2,000
370,000円以上 397,000円未満	C23	48,900			4,800	2,400	2,000
397,000円以上 425,000円未満	C24	51,300			5,100	2,500	2,000
425,000円以上 482,000円未満	C25	53,700			5,300	2,500	2,000
482,000円以上 615,000円未満	C26	57,500			5,700	2,500	2,000
615,000円以上 786,000円未満	C27	61,800			6,100	2,700	2,100
786,000円以上 908,000円未満	C28	66,100			6,600	2,800	2,200
908,000円以上 1,031,000円未満	C29	70,400			7,000	3,000	2,300
1,031,000円以上	C30	74,700			7,400	3,100	2,400

※保育料の多子世帯軽減については、本書P22をご覧ください。

2. 保育短時間認定の保育料 (円)

階層	保育料(月額)		
	3歳未満児 第1子	3歳児 第2子	3歳児 以上
A	0		
B	0		
C1	1,800		
C2	2,300		
C3	3,000		
C4	6,500		
C5	8,100		
C6	9,200		
C7	15,100		
C8	18,700		
C9	21,100		
C10	23,100		
C11	25,000		
C12	27,000		
C13	28,700		
C14	30,400		
C15	31,900	無料	
C16	33,600		
C17	35,000		
C18	36,500		
C19	37,800		
C20	39,300		
C21	42,600		
C22	45,300		
C23	48,000		
C24	50,400		
C25	52,700		
C26	56,500		
C27	60,700		
C28	64,900		
C29	69,200		
C30	73,400		

3. 延長保育料(日々利用) (円)

階層	世帯全員の区民税額	保育料
		18:15~19:15
A	生活保護受給世帯	0
B	現年度分住民税非課税世帯	0
C	A階層およびB階層以外の世帯	500

※ 私立保育園は各園が定めます。

4. 区立保育園の保育短時間認定児童の保育標準時間内の延長保育料(日々利用) (円)

保育短時間認定のお子さんが、下表の時間帯に保育を受けた場合には、延長保育料を下表のとおり負担していただけます。

延長保育の時間帯	保育料
7:15~8:15	100
8:15~9:15	100
17:15~18:15	100

※18:15~19:15に保育を受けた場合には、延長保育料を「3. 延長保育料(日々利用)」の表のとおり負担していただけます。

※保育料短時間認定の場合の月額延長保育料は設定していません。

保育所等利用調整基準（指数について）

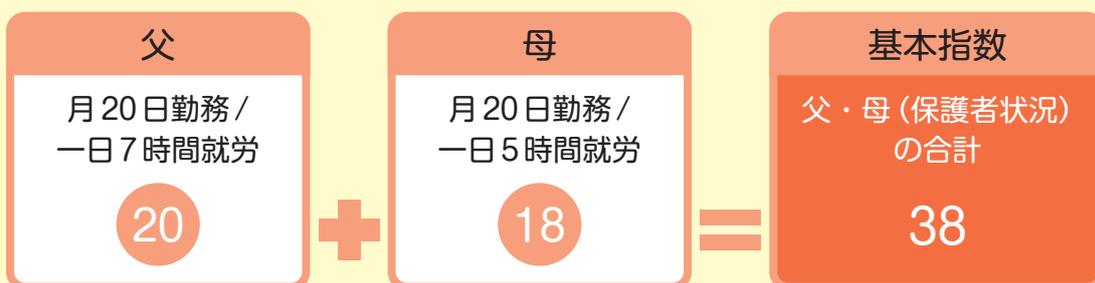
▶ 児童の指数の決まり方

▶ P27 ~ 30

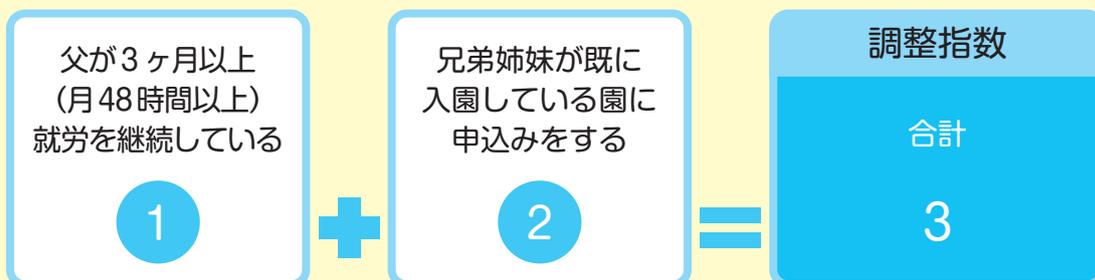
まず、保護者の状況に当てはまるものを1つずつ【基本指数】としてつけます。
続いて【調整指数】で当てはまるものがあれば加点や減点を行い、【児童の指数】を決定します。
調整指数は、1つも当てはまらない場合も、複数当てはまる場合もあります。

例

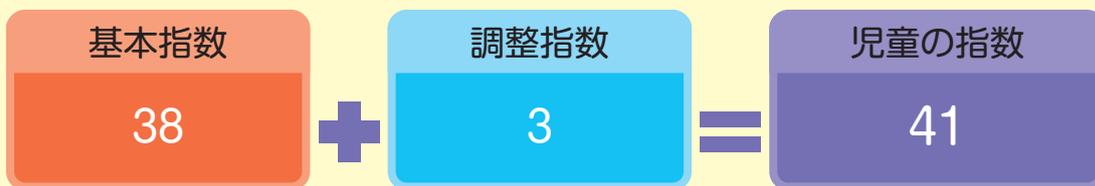
基本指数



調整指数



児童の指数



▶ たくさんの方が申込んだら同点の人が出ることもあるのでは……。
そうなったらどうやって優先順位をつけているの？

▶ P30

「同一指数児童の優先順位」をご確認ください。

保育所等の利用調整は、ご提出いただいた保育所等利用申込書および添付書類の内容から「1. 基本指数」「2. 調整指数」の表に基づき指数を決定し、指数が高い児童から入園を内定します。「児童の指数」が同点の場合は、「3. 同一指数児童の優先順位」により順位付けを行います。

「1. 基本指数」「2. 調整指数」「3. 同一指数児童の優先順位」は、各利用調整ごとに定めている書類提出締切日時点（P7）の状況をもとに決定します。基準日の状況が入所月も引き続けているものとして審査するため、変更があった場合届出がないと選考に関わる場合がございますのでご注意ください。

「1. 基本指数」は保護者それぞれの状況について、指数付けを行います。同一人に複数の要件（類型）があっても、異なる要件（類型）の指数を合算することはありません。ご提出いただく「保育の必要性を確認できる書類」をもとに指数付けを行います。

1. 基本指数(保護者の状況)					
類型	細目			指数	保育を利用できる期間
就労	月20日以上 (週5日以上)	7時間(週35時間)以上の就労を常態		20	最長 就学前まで
		6時間(週30時間)以上の就労を常態		19	
		5時間(週25時間)以上の就労を常態		18	
		4時間(週20時間)以上の就労を常態		15	
	月16日以上 (週4日以上)	7時間(週28時間)以上の就労を常態		18	
		6時間(週24時間)以上の就労を常態		17	
		5時間(週20時間)以上の就労を常態		15	
		4時間(週16時間)以上の就労を常態		13	
	月12日以上 (週3日以上)	7時間(週21時間)以上の就労を常態		16	
		6時間(週18時間)以上の就労を常態		14	
		5時間(週15時間)以上の就労を常態		12	
		4時間(週12時間)以上の就労を常態		11	
	上記以外で月48時間以上を常態として就労する場合				
出産	出産前後(出産予定月及びその前後2か月(多胎妊娠の場合は14週間前)から)で保育が必要な場合			14	最長6か月
疾病 負傷	入院(概ね1か月以上)			20	必要な期間
	居宅内	常時臥床の場合		20	
		週3日以上かつ概ね1か月以上の通院を要する場合		16	
		上記以外の一般療養(概ね1か月以上)		12	
障がい	身体障害者手帳 1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級			20	
	身体障害者手帳	3級、愛の手帳	4度	16	
	身体障害者手帳	4級		12	
親族の 介護・ 看護	同居	要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の親族を昼間4時間以上介護・看護している場合	週5日以上(月20日以上)	20	
			週4日以上(月16日以上)	18	
			週3日以上(月12日以上)	16	
		要介護3、身体障害者手帳3級、愛の手帳3・4度の親族を昼間4時間以上介護・看護している場合	週5日以上(月20日以上)	18	
			週4日以上(月16日以上)	16	
			週3日以上(月12日以上)	14	
	上記以外の者を週3日以上かつ昼間4時間以上介護、又は看護している場合			12	
同居以外	[同居親族の介護・看護]指数より1点減算する			11～19	
災害 復旧	火災等による家屋の損傷その他災害復旧のため保育が必要な場合			20	
求職中	求職活動のために昼間外出を常態としている(起業準備を含む)			生計中心者	90日
				その他	

1. 基本指数(保護者の状況)				
類型	細目		指数	保育を利用できる期間
就労内定・就労拡大	月20日以上 (週5日以上)	7時間(週35時間)以上の就労を常態	18(20)	必要な期間
		6時間(週30時間)以上の就労を常態	17(19)	
		5時間(週25時間)以上の就労を常態	16(18)	
		4時間(週20時間)以上の就労を常態	13(15)	
	月16日以上 (週4日以上)	7時間(週28時間)以上の就労を常態	16(18)	
		6時間(週24時間)以上の就労を常態	15(17)	
		5時間(週20時間)以上の就労を常態	13(15)	
		4時間(週16時間)以上の就労を常態	11(13)	
	月12日以上 (週3日以上)	7時間(週21時間)以上の就労を常態	14(16)	
		6時間(週18時間)以上の就労を常態	12(14)	
		5時間(週15時間)以上の就労を常態	10(12)	
		4時間(週12時間)以上の就労を常態	9(11)	
	上記以外で月48時間以上の就労を常態			
就学技能習得	昼間、次に定める学校等への通学または通所を常態とする場合 ①学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校 ②国、東京都もしくはは市町村が設置する職業訓練施設またはこれに準ずる技能施設 ③就労または事業開始に必要な資格または技能の習得のための専修学校	月20日以上 (週5日以上)	7時間(週35時間)以上を常態	18
			6時間(週30時間)以上を常態	17
			5時間(週25時間)以上を常態	16
			4時間(週20時間)以上を常態	13
		月16日以上 (週4日以上)	7時間(週28時間)以上を常態	16
			6時間(週24時間)以上を常態	15
			5時間(週20時間)以上を常態	13
			4時間(週16時間)以上を常態	11
		月12日以上 (週3日以上)	7時間(週21時間)以上を常態	14
			6時間(週18時間)以上を常態	12
			5時間(週15時間)以上を常態	10
			4時間(週12時間)以上を常態	9
		上記以外で月48時間以上の通学又は通所を常態		
社会的養護	社会的養護が必要な場合		40	
不存在	父または母が死亡、離婚、その他の状況により不存在と認められる場合		20	
上記の掲げる事項以外の事項で、特に保育が必要と認められる場合			6~20	

《注意点》

【類型(就労)】

- 「就労」には、産休・育休取得者を含みます。
- 「就労時間」は、休憩時間を除いて、就労している時間です。いずれの「就労」においても、月48時間以上の就労が条件となります。
- 自営業以外の方は就労証明書の就労時間中に労働基準法の休憩時間(就労時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間)を取得しているとみなし、休憩を除いた時間を就労時間とします。

【類型(親族の介護・看護)】

介護・看護している親族が要介護3～5、身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度以外の方は、「上記以外の者を週3日以上かつ昼間4時間以上介護し、又は看護している場合」と同等とみなします。

【類型(就労内定)】

- 就労中で就労日数・時間の増加予定の方については、「就労」か「就労内定」のどちらかで指数を付けます。
- 就労内定に掲げる内定条件以外の就労内定の方については、求職中で利用調整いたします。
- 2024年12月入所分より、()内の指数に変更になります。

【育児休業・育児短時間勤務を取得している場合】

- 「育児休業」は育児・介護休業法に基づく休業をいい、基本指数は「就労(類型)」となります。なお法律に基づかない育児休業は、基本指数「求職中」とします。確認のため、育児休業給付金等の証明書の提出を依頼する場合があります。
- 育児短時間勤務を取得し、月48時間以上の就労を常態としている場合は、取得前の就労時間により指数付けを行います。

2. 調整指数		
区分	要件	指数
保護者 単位	① 3か月以上(月48時間以上の)就労を継続している場合	1
	② 転入予定がない区民以外の入所申込みで、父または母の勤務地が中野区内にある場合	-4
	③ 転入予定がない区民以外の入所申込みで、父または母の勤務地が中野区内にない場合	-8
	④ 中野区民で保護者が保育所等(認可保育所・区立保育室・認定こども園・地域型保育事業)において保育士又は保育教諭として週30時間以上の就労している場合又は就労内定の場合 ※転園申込みには適用しない	3
世帯 単位	⑤ ひとり親世帯(死亡、離婚、未婚)	3
	⑥ ひとり親に準ずる世帯(行方不明、拘禁中、離婚調停中、単身赴任等)	1
	⑦ 生活保護世帯	2
	⑧ 転入予定者として入所申込みをしている世帯	-1
	⑨ 3か月以上保育料を滞納している世帯	-8
	⑩ 保育を行うことができる18歳以上65歳未満の児童の祖父母もしくは兄弟が同居している場合	-1
児童 単位	⑪ 年齢上限のある区内の認可保育所・地域型保育事業からの転園(最終年齢クラス在籍児童のみ)	3
	⑫ 現在、兄弟姉妹が複数園にわたって入所していて、他の兄弟姉妹が現に利用している保育所等への転園により同一園とする場合	2
	⑬ 兄弟姉妹が既に入所している園に入所申込みをする場合(兄弟姉妹の在園中のみ)	2
	⑭ 認可外保育施設等(認証保育所、ベビーホテル、社内託児所(地域型保育事業除く)、ベビーシッター(都道府県知事等に届け出のある事業)、幼稚園、一時保育等)を有料で月48時間以上利用することを常態としている場合 育休復職日、または就労開始日がわかる証明書の提出も必要です。 ※保護者が育休・求職中は加算しない ア.引き続き預けている期間が締切日時時点で6か月以上	2
	⑮ イ.引き続き預けている期間が締切日時時点で3か月以上	1
	⑯ 出産休暇・育児休業取得により中野区の保育所等を一度退園し、退園した児童と育児休業にかかわる児童が、退園(月の末日)から1年以上経過した後の期間に対して、保育所等の入所申込みを同時に行う場合。 ※ただし加算は、入所を希望する月より1年間以内に限る。	5
	⑰ 社会的養護が必要な場合	1~20
	⑱ 集団保育が可能な障がい児の場合 (障害者手帳がある場合)	2
	⑲ 申込み児童が多胎児の場合で、当該児童に係る利用申込みが当該多胎児の全員について同時に申込みしている場合(2024年12月入所分より適用) ※加点を希望する場合必ず「多胎児加点に関する申出書」をご提出ください	2
	⑳ 当該児童の保護者が希望する保育所等の利用ができない場合において、育児休業の期間の延長を許容できるとき。 ※調整指数20に関する申立書(区様式)で①を選択し、減点を希望した場合のみ適用	-40
特例	㉑ 区長が特に配慮を必要と認める場合	1~10

3. 同一指数児童の優先順位

1	中野区民(中野区へ転入予定の場合を含む。)である児童
2	基本指数の高い世帯
3	ひとり親世帯(ひとり親に準ずる世帯も含む)に属する児童
4	生活保護世帯に属する児童
5	多子世帯(当該児童のほか、に就学前の児童がいる場合に限る。)に属する児童
6	中野区に転入後も自宅から2km以上にある区外の保育所等に引き続き通園し、区内の保育所等に転園を申込みしている児童
7	保護者の基本指数(類型)により、(1)疾病負傷・障がい (2)介護・看護 (3)就労・就労内定・就労拡大 (4)その他とする
8	保育料階層が低位の世帯に属する児童
9	所得割課税額が低額の世帯に属する児童

【調整指数⑫⑬】

4月1次できょうだい一人が内定して、もうひとりのきょうだいを4月2次で申込む場合、内定している児童はその時点ではまだ在園していないため、4月2次で申込む児童の指数に調整指数⑫⑬は適用されません。

【調整指数⑯】

「⑯育児休業取得により、中野区の保育所等を一度退園した場合の再申込み」の加点期間は、入園希望月から1年以内となります。
(例) 2025年4月入園申込みをした場合、2026年2月入園申込みまで加点します。

【調整指数(特例)】

- 1 中野区民が区外の保育所等に通園し、翌年度引き続き通園ができない場合は5点加点いたします。
- 2 以下の場合は2点加点いたします。
(1) 年齢上限のある区内の保育所等(認可保育所・地域型保育事業)からの転園(最終クラス在籍児童のみ)
※調整指数の「児童単位⑪」の他に特例が適用されます。
(2) 中野区に転入後も自宅から2km以上にある区外の保育所等(認可保育所)に引き続き通園している場合
- 3 認定こども園みすのとうの取り扱い
区外居住者の調整指数「保護者単位②③」「世帯単位⑧」の減点はありません。
- 4 認定こども園の取り扱い
認定こども園の場合、園児(幼稚園の利用)の保護者が就労等の状況変化により「保育の必要性の認定」を申請した際には継続性の観点から調整指数の「特例」として加算します。
- 5 徳田保育園の取り扱い
練馬区居住者の調整指数「保護者単位②③」「世帯単位⑧」の減点はいりません。

【同一指数世帯の優先順位】

「8. 保育料階層が低位の世帯に属する児童」「9. 所得割課税額が低額の世帯に属する児童」の階層と保育料は以下のとおりです。

- 2025年8月入所の利用調整までは、2024年度区民税を適用
- 2025年9月入所の利用調整からは、2025年度区民税を適用

※この基準で保育所等とは、認可保育所・認定こども園(保育園の利用)・地域型保育事業を指します。

※保育所等利用調整基準は毎年見直しをしています。変更がある場合は、中野区のホームページや2025年8月発行予定の「中野区保育所等のご案内」でお知らせします。



区外の保育所の申込みや区外からの申込み方法

▶ 中野区外の保育所等を申込み方

■ 中野区からの転出に伴い区外の保育所を申込み場合

原則申込書類の提出先は、**入所を希望する保育所のある自治体**になります。
申込み先の自治体が指定している必要書類を揃えたうえで、直接申込先自治体にご提出ください。
中野区に対して、区外の保育所を申請している旨を報告する必要はございません。
お子様が中野区の保育園に在園している場合、転出日までに退園届（区様式）のご提出をお願いいたします。（詳細は、P37）

■ 中野区民として区外の保育園に申込み場合

中野区で教育・保育給付支給認定を受ける必要があるため、申込書類の提出先は、**中野区役所保育入園係**になります。

下記書類をご準備のうえ、締切日の**5営業日前まで**に必ずご提出ください。

- ・申込先の自治体が指定している必要書類一式
- ・教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書（中野区様式）

※お子さんの年齢等により申込みを制限していることがあります。必ず申し込み先の自治体にご確認ください。

▶ 区外から中野区の保育所等を申込み方

■ 中野区へ転入予定のある方

原則申込書類の提出先は、**中野区役所保育入園係**になります。
中野区が指定している必要書類をそろえたうえで、締切日までに必ずご提出ください。

- 入園が内定した場合、必ず**入園月前月の最終営業日までに転入（住民登録の異動）手続きと中野区民としての支給認定申請手続きを行ってください**。手続きを行わない場合は入園内定を取り消します。
- 入園できなかった場合
中野区に転入後も引き続き区外の認可保育所等の入園を希望される場合は、継続通園の申し込みが必要です。

■ 中野区へ転入予定のない方

中野区が指定している必要書類をそろえたうえで、**お住まいの自治体の保育課**にご提出するようお願いいたします。お住まいの自治体が事務手続きを行ったうえで、中野区に書類が送付されてきます。中野区の指定している締切日までに書類が到着しないと入所選考にはかかりませんので、余裕をもってお住まいの自治体にご提出するようお願いいたします。

原則、中野区に転入予定のない方が申込できる児童は、**3～5歳児クラス**の児童になります。
(4月入園の場合、2次の利用調整からの選考対象になります。)

ただし、特例として下記表の保育園については**0～2歳児クラス**でもお申込みすることができます。

施設区分など	申込み条件	備考
徳田保育園	練馬区民の方	4月入園は2次利用調整から対象
認定こども園 みずのとう	なし	事前見学・留意事項チェックシート（園にて配布）の提出が必要

4月入園の出生前申込みをされる方へ

4月入園申込みに限り、出生前のお子さんについて仮申込みができます。
ただし、生まれた日は0として、57日目（4月1日）になるため、2025年2月3日までに生まれたお子さんが2025年4月入園の対象となります。

申込みは2ステップあります。2ステップ目の申請忘れがないようご注意ください。



1ステップ

申込必要書類 締切日 **1次：11月1日(金) 2次：2月10日(月)**

※申込み必要書類は本書P9～12をご確認ください。下記表の書類で全てではありません。
出生前申込みも電子申請（Logo フォーム）で提出することができます。

書類名	書類の注意事項
教育・保育給付支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書	<input type="checkbox"/> 申込みのお子さんについては、 ・氏名は、氏のみご記入ください。 ・生年月日に、出産予定日を記入してください。
家庭状況書	<input type="checkbox"/> 子どもの健康・発育状況欄については、未記入となります。
母子手帳のコピー	<input type="checkbox"/> 出産予定日が記入してあるページのコピーをご提出ください。



2ステップ

申込必要書類 締切日 **出産後2週間以内**

提出書類名	詳細
家庭状況書	<input type="checkbox"/> 子どもの健康・発育状況を記入してください。
母子手帳のコピー	<input type="checkbox"/> 「出生届出済証明」 「出産の状態」 「早期新生児期の経過」 } 余白に保護者氏名・住所を記入願います

- ★ 出産されても上記書類の提出がない場合は、通知書等の発行ができませんのでご注意ください。
- ★ お子さんの健康状態により看護師の面接が必要な場合は、面接後に結果発送いたします。
- ★ 2025年2月17日（月）までに誕生日やお子さんの健康状態が確認できない場合は、入園の内定が取消しとなります。
- ★ 就労要件でお申込みの方で、産後休業後に育児休業を取得された方は、「育児休業期間証明書（区様式）」、復職された方は、「復職証明書（区様式）」を1か月以内にご提出ください。

延長保育

1. 区立保育所の延長保育

	月額利用	日額利用
延長保育時間	1時間延長（19時15分まで）	1時間延長
	18時16分から19時15分までの1時間延長保育（補食あり）	
利用可能年齢	満1歳以上（満1歳に達した翌月から利用対象。ただし1日生まれのお子さんは当月から利用可）	
利用条件	1. 保護者が、常時週3日以上、勤務時間等により18時16分以降も保育が必要で、他の親族等が保育を行うことができない場合 ※上記のことから、求職中・育休中は延長保育をご利用できません。 2. その他区長が特に必要と認める場合	○急な残業等就労を理由として、18時15分のお迎えに間に合わない時、1日単位でご利用いただけます。
	【勤務時間変更予定による申込み】 勤務時間変更となった翌月からの利用対象となります。勤務時間変更となった初月は、日額利用をご利用ください。	○利用可能な人数は各園の月額利用の定員のうち、当日の利用に空きがある人数を限度に各園で定めます。
申込み方法	利用希望月の書類提出締切日までに、次の①②を保育入園係へご提出ください。 ①教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書（区様式） ※必ず上記様式の「保育を希望する利用時間」の該当項目にチェックをお願いいたします。 ②保護者（18歳以上65歳未満の同居のお子さんの祖父母・兄弟含む）の就労（内定）証明書（区様式）。	在園している保育所等に、直接申込みください。
	18時16分以降も保育が必要であることが確認できる証明が必要です。シフト表等勤務実績を確認できる書類をご提出いただく場合もあります。	
決定方法	「延長保育利用調整基準」（P34）に基づき、延長保育の必要性が高い方から決定しますが、各園とも定員制となっていますので、空きがない場合はご利用いただけません。 ※利用保留の場合、申込書類は教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書受理日から6か月間有効ですので、毎月申込みをする必要はありません。	在園している保育所等で決定します。
延長保育料	P25をご覧ください。	
延長保育利用ができない場合	次に該当する方は、利用対象外となりますので、延長保育利用解除申出書（区様式）をご提出ください。 ○保護者の利用条件に該当しなくなったとき ○育児休業中 ※なお年1回、または必要に応じて延長保育継続の必要性について調査を行います。 ※再度、延長保育が必要になった場合は、再申込みしていただくことになります。	

延長保育利用調整基準 { 区立保育所 }

1. 基本指数		
類型	細目	指数
就 労	月20日以上（週5日以上）	20
	月16日以上（週4日以上）	18
	月12日以上（週3日以上）	16
特 例	上記事項以外で、延長保育が必要と認められる場合	9～20

2. 調整指数	
区分	指数
ひとり親世帯およびこれに準ずる世帯	2
生活保護世帯に属する児童	2

3. 同一指数児童の優先順位	
1	中野区民（中野区へ転入予定の場合を含む。）である児童
2	基本指数の高い児童
3	ひとり親世帯（ひとり親に準ずる世帯も含む）に属する児童
4	生活保護世帯に属する児童
5	多子世帯（当該児童のほかに就学前の児童がいる場合に限る。）に属する児童
6	中野区に転入後も自宅から2km以上にある区外の保育所等に引き続き通園し、区内の保育所等に転園申込みしている児童
7	保護者の基本指数（類型）により、(1) 疾病負傷・障がい (2) 看護・介護 (3) 就労・就労内定・就労拡大 (4) その他とする
8	保育料階層が低位の世帯に属する児童
9	所得割課税額が低額の世帯に属する児童

2. 私立保育所・認定こども園・地域型保育事業の延長保育

入園決定後、直接、施設等に申込みください。

- 延長保育時間、延長保育受入年齢等は、『保育所等一覧』（P17～20）をご覧ください。
- 各施設の延長保育の状況については、施設に直接ご確認ください。
- 延長保育料は、各保育所等が個々に決めており、直接保育所等に支払いとなります。
- 認可居宅訪問型保育事業では延長保育を行っていません。



認可保育所等に 在園している方

問い合わせ先 教育・保育支給認定係(☎03-3228-5793)

上のお子さんの在園中に下のお子さんの育児休業を 取得するとき

▶上のお子さんの在園を継続する場合

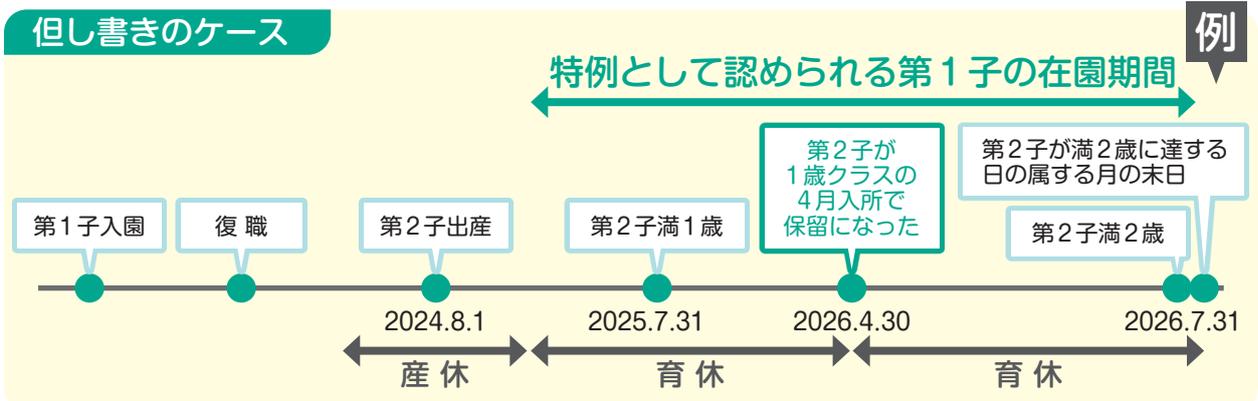
【注】「育児休業」は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業の方の育児休業は原則認められません。

育児休業は、育児を行うためのものであり、その対象となるお子さんのほか、育児休業に先立つ産前産後休業の開始前に既に保育所等に在籍しているお子さん（上のお子さん）についても家庭での育児が可能となります。

しかし、保護者の事情や児童福祉の観点から、**下のお子さんの産前休業開始日より前に上のお子さんが入所した場合は、特例として保護者が育児休業中に限り、下のお子さんが満1歳に達する日の属する年度の翌年度の4月30日まで上のお子さんの在園を認めています。**



但し、下のお子さんが満1歳に達する日の属する年度の翌年度の4月に保育所等に入園できない等の理由により、保護者が育児休業を延長される場合は、育児休業中に限り、最大で、下のお子さんが満2歳に達する日の属する月の末日まで在園を認めます。



※育児休業を取得する場合は、「育児休業期間証明書（区様式）」を育休開始日までにご提出ください。また、復職されましたら、1か月以内に「復職証明書（区様式）」（証明日が復職日以降のもの）をご提出ください。

※下のお子さんの育児休業から復職せずに退職（転職）する場合は、退園となることがあります。

※満1歳に達する日とは、1歳の誕生日の前日をいい、満2歳に達する日とは、2歳の誕生日の前日をいいます。

▶ 下のお子さんの育児休業取得に伴って上のお子さんは一度退園する場合

以下の①、②のいずれにも該当する場合は、きょうだいを同時に中野区内の認可保育所等を申込みする際、指数に加算があります（P29「2. 調整指数」の表を参照）

①下のお子さんの産前産後休業・育児休業取得に伴い中野区の認可保育所等を退園し、退園してから1年以上経過した後の期間に認可保育所等を希望する場合

②育児休業の終了に伴い退園した上のお子さんと下のお子さんが同時に中野区内の認可保育所等申込みする場合

※①の「産前産後休業・育児休業の取得に伴い退園した」かの確認は、退園届（区様式）の退園理由で確認しております。指数の加算を希望する場合は、退園届の「育児休業取得（中）のため」にチェックをしてください。

休園（保育の停止）

お子さんの傷病等により、一時的に保育所等へ通園できないことが医師の診断書等により明らかな場合、休園届と診断書等を提出する事で休園することができます。休園は一月単位で事前申請が必須です。詳しくは教育・保育支給認定係にお問い合わせください。

(1) 開始時期

①医師の診断日（初診日）が月の初日：その月の初日から。

②医師の診断日（初診日）が月の途中：翌月の初日から。

この場合休園する前の期間は、欠席扱いとなります。

(2) 休園期間

最長で2か月（欠席期間は含まない）

(3) 保育料の免除

休園届が提出され、診断書等により休園期間が確認できた場合は、休園期間中の保育料は免除となります。



退園

以下の場合には退園となります。

- 育児休業中に入園後、翌月1日までに元の職場へ復職しないとき (P14)
- 求職中の要件（就労内定を除く）で入園後、90日以内に就労の開始および就労証明書等の提出ができない場合
- 就労内定・就労拡大で入園決定後、入園月の末日までに就労証明書等の提出ができない場合
- 利用承諾期間が決められている場合に、期間が満了したとき
- 家庭での保育が可能になったとき
- 支給認定期間中に保育の必要性の事由がなくなった場合
- 保育所を利用しない期間が2か月に達したとき
- 幼稚園や認可保育所等に二重在籍する場合
※中野区認可保育所等に在籍しながら里帰り先の保育所等に在籍する場合も含まれます。
この他、在園要件に該当しない場合が生じた際は退園となります。

退園手続き

退園届（区様式）を教育・保育支給認定係へ退園する月の最終営業日までに提出してください。
退園届の提出が遅れた場合、退園届の提出月まで保育料は納めていただきます。

point



退園届の提出は
こちらから
電子申請できます。



転出

中野区外に転出する場合は原則退園となります。

転出日までに退園届（区様式）を提出してください。転出日の属する月末をもって退園となります。
転出日は転出届に記載する異動年月日の前日（他区市町村への転入日の前日）です。

▶ 転出日の翌月1日以降も、現在の園に引き続き通うことを希望する場合

上記に加えて、下記①～③の手続きが必要です。

注 保育料を滞納している方、求職中の方は転出後に引き続き通園することはできません。

- ① 退園届にて「転出した後も区外から現在の保育園に通うことを希望する」にチェックしてください。
- ② 転出日より前に、転入先の区市町村保育課に連絡をとってください。
その際に、転入後も引き続き中野区の保育園に通いたい旨を伝え、必要書類・提出期限等の説明を受けてください。
- ③ 転入先の区市町村保育課で、引き続き通うため（継続通園）の申し込みを行ってください。

転園

(1) 申込みおよび利用調整

入園した翌月の転園から申込みができます。新規入園希望者と同様に利用調整を行います。

(2) 申込みに必要な書類

新規入園申込みに必要な書類（P9～11）と同様の書類をご提出ください。

ただし、下記の書類は提出が不要となります。

■ 保育料の階層を決定するための資料

(3) 書類提出締切日および書類提出先

原則、電子申請で申込みください。

締切日は新規入園の書類提出締切日と同じです。（P7）

(4) 下の子の産前産後休業中に転園を希望する場合

転園が成立した月の1日時点で産前産後休業中であれば、産後休業終了の翌日に復職が必要となります。（申し込み時点では産前産後休業の期間でなかった場合も含む）

復職をされない場合や育児休業を取得する場合は、退園となります。産後休業から一度復職した後に育児休業を取得する場合も同様に退園となります。

(5) 下の子の育児休業を取得中に転園を希望する場合

転園が成立した場合は転園した月の翌月1日までに復職が必要となります。

ただし、在園児が年齢・継続制限のある認可保育所・認証保育所から転園した場合は復職を求めません。（最終クラス在籍児童のみ）

(6) その他注意事項

- 一度承諾された転園は、次に入園する方が決まっているため、取り消すことはできません。教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書および他必要書類を提出する際はご注意ください。転園前の保育所等に戻るためには、転園した月の翌月以降、再度申込みが必要となります。
- 認可保育所と地域型保育事業および認定こども園間の異動も、「転園」扱いになります。
- 転園の場合も、新しい保育所等になじめるよう、慣れ保育があります。
- 転園先保育所で延長保育を希望する場合は、転園申込みと一緒に延長申請が必要です。（P33～34）

point



電子申請でも
申込みできます。

入園・転園の申込み





認可保育所等に関する 共通事項

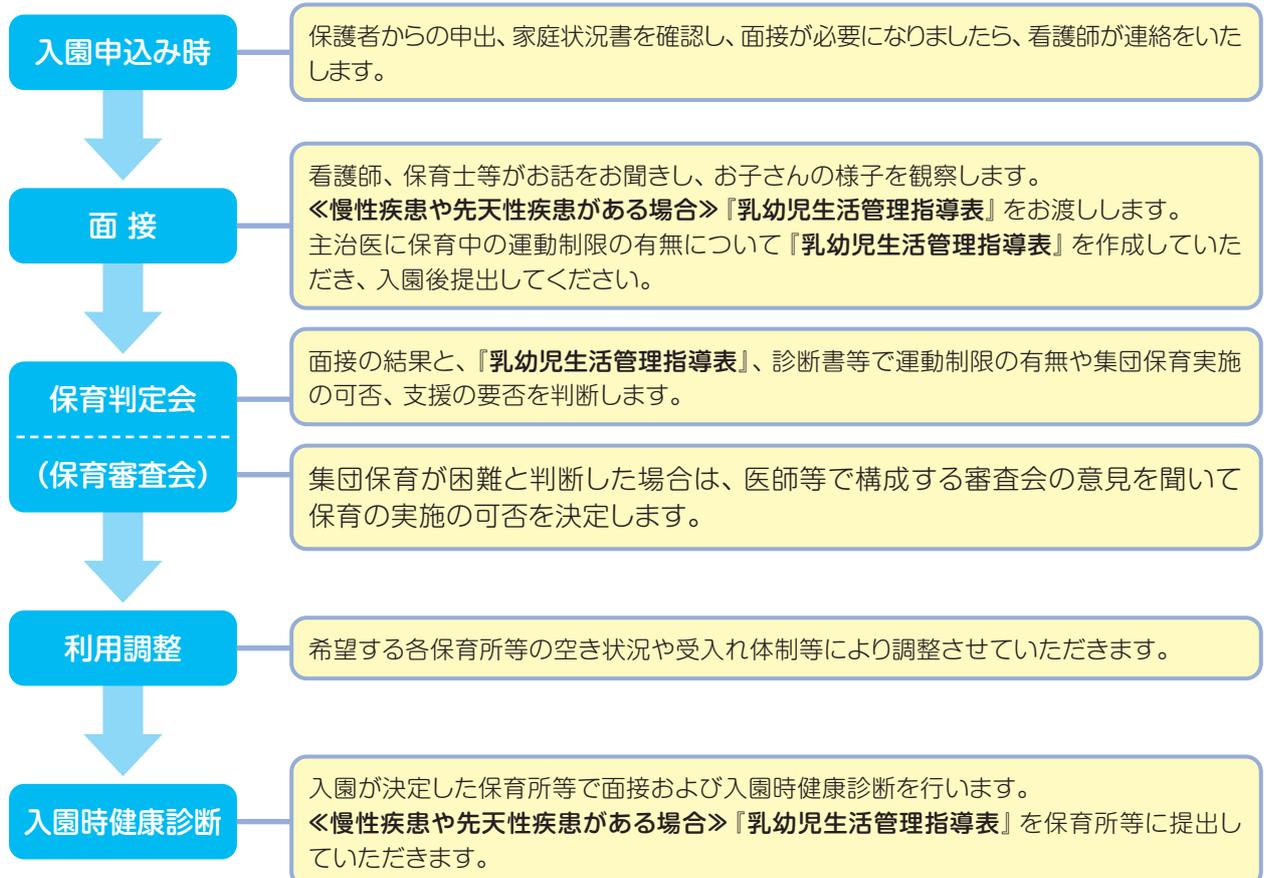
問い合わせ先 運営支援係 ☎03-3228-8940

支援を要するお子さんの保育

保育所等では、各園1～5名の範囲内で疾病や障がいのあるお子さんやお友達との関係づくりが苦手なお子さんなど支援を要するお子さんを受け入れています。

入園申請の際には、集団保育可能との診断書の提出をお願いすることがあります。疾病や障がいの程度により集団保育が困難と診断されたお子さんは入園できない場合があります。

- 家庭状況書には、既往歴や発達上の心配とともに、すこやか福祉センターへの相談や療育センターの通所状況、身体障害者手帳および愛の手帳の取得についても、必ずご記入ください。
- **お子さんの状態により、利用調整前に保護者の方とお子さんに区役所に来ていただいて面接をすることがあります。**
- 先天性疾患や慢性疾患のために定期的を受診している場合は、運動制限の確認のために『乳幼児生活管理指導表』や診断書等を提出していただくことがあります。文書料は自己負担です。
- 看護師の配置については、保育所等一覧（P17～20）を参考にしてください。



※お子さんの状況によっては、中野区医師会総合嘱託医からの意見が利用調整に反映されることがあります。また、総合嘱託医と面談を受けていただく場合があります。それにより、入園が遅れることがあります。施設での保育が難しい障がい・疾病のあるお子さんについては、認可居宅訪問型保育事業を利用できる場合があります。詳しくは「認可居宅訪問型保育事業（P40）」をご覧ください。

医療的ケアが必要なお子さんの保育

区立沼袋保育園、区立白鷺保育園、区立本町保育園では、医療的ケアが必要で、かつ集団保育が可能なお子さんを対象に、医療的ケア児受け入れ枠（各園定員1名）を設け、保育を行います。入園選考（利用調整）は、医療的ケア児受け入れ枠に空きがある場合に行います。

また、対象は1歳児クラス～5歳児クラスのお子さんです。

◎対応できる医療的ケア

- (1) 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）および排痰介助としての定時薬液吸入・気管切開部の管理
- (2) 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）
- (3) 定時の導尿

*上記以外の医療的ケアにつきましては、運営支援係へご相談下さい。

◎保育を行う日・時間：月曜日から金曜日 8:30～17:00

◎医療的ケア児の入所までの手続き

入園申請→書類審査→入園前面接および健診の実施→審査会→入園受入可否の決定

認可居宅訪問型保育事業

中野区では、障がいや疾病等により、集団保育が著しく困難な乳幼児のお子さんに対し、ご自宅に保育者を派遣し1対1で保育を行う認可居宅訪問型保育事業（地域型保育事業）を行っています。

◎対象となるお子さん

主に中重度の肢体不自由児、知的障がい児、重症心身障がい児で、医療的ケア（口鼻腔吸引、経管栄養（経鼻栄養、胃ろう、腸ろう）、酸素等）を必要とし、概ね障がいの程度が身体障害者手帳の1・2級または東京都愛の手帳の1・2度に該当する1・2歳児のお子さん（0歳および3～5歳児は要相談）。

※お子さんの症状を確認するための書類（医師の診断書等）の提出が必要となります。

※上記医療的ケア以外のお子さん（例：気管切開、人工呼吸器など）については、事業者までお問い合わせください。

◎保育時間

曜日：月曜日～金曜日（祝日および年末年始を除く）

時間：午前8時～午後6時までの最長8時間 ※延長保育は行いません。

※気管切開または人工呼吸器を使用している呼吸器系疾患のあるお子さんについては、保育時間が週12時間程度になる場合があります（一例：1日3時間 × 週4日）。また、保育中にご家族の在宅をお願いする場合があります。お子さんの体調によりますので、詳しくは事業者までお問い合わせください。

◎食事

給食の提供はありません。保護者の方に用意していただき、保育者が食事介助します。

◎保育料

P25の「1. 保育標準時間認定の保育料」をご覧ください。

※保育料の他、保育に必要な実費（保育者の交通費等）がかかります。詳しくは保育運営事業者にお問合せください。

◎保育運営事業者

特定非営利活動法人フローレンス（03-6811-0907）

事業名：障がい児訪問保育アニー（ホームページ<https://annie-hoiku.jp/>）

◎利用申込み

事前に上記事業者へご相談のうえ、利用申込みをしてください。

食物アレルギー

保育所では、食物アレルギーに対する給食の対応については、医師の指示に基づき、ご家庭と保育所とが共通理解をした上で、保育所としてできる限りの協力をしています。

区立保育所以外の保育所等（私立保育所・認定こども園・地域型保育事業）では対応方法が若干異なりますので、各保育所等へお問合せください。

区立保育所の食物アレルギーの対応方法は、以下のとおりです。ご協力とご理解をよろしく申し上げます。

区立保育所における食物アレルギー対応基準

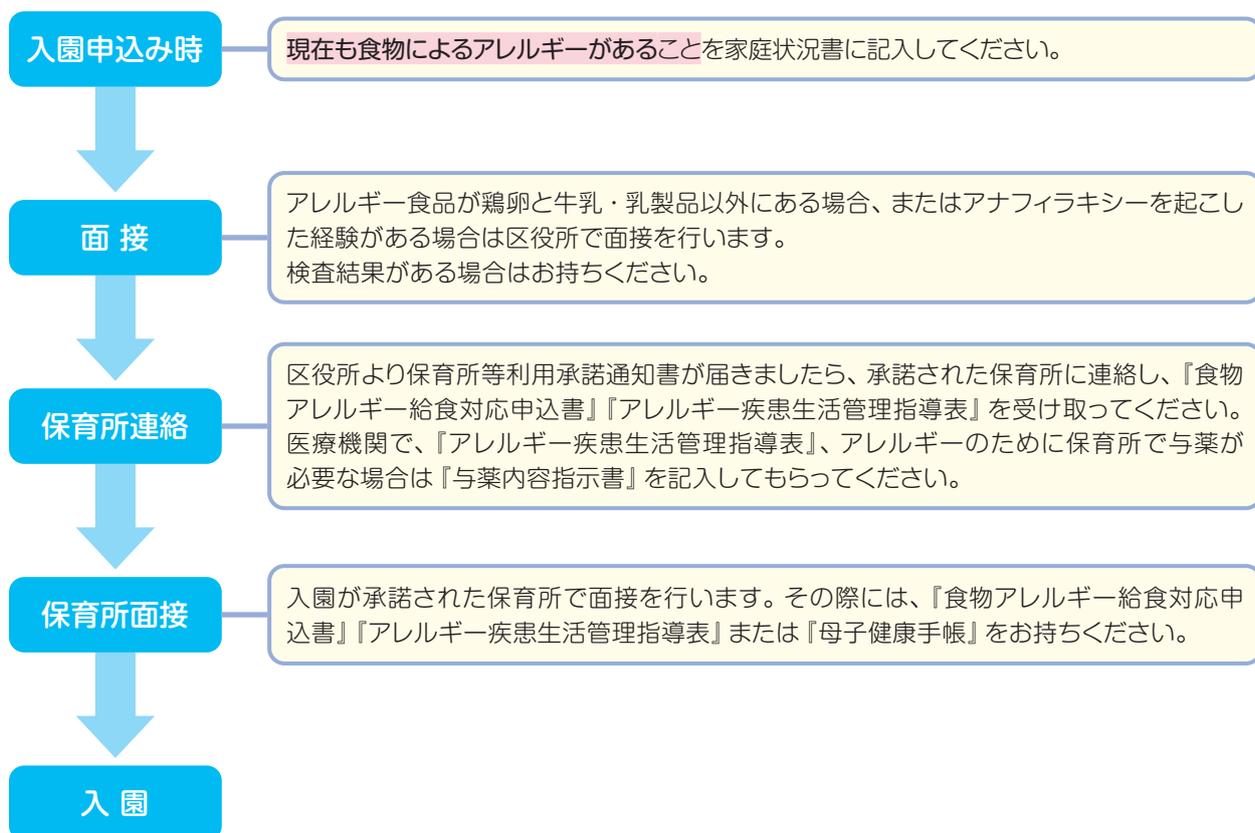
給食での対応

区立保育所の食物アレルギー対応については、中野区医師会の指導により安全を第一として、医師より除去の指示がある間はすべて除去し、完全に解除されてから提供する対応を行います。

区立保育所では、「鶏卵」「牛乳・乳製品」については、除去または代替給食を提供します。ただし、製造ライン上の混入に配慮が必要な場合や原因となる食物が「鶏卵」「牛乳・乳製品」以外の場合、また、「鶏卵」「牛乳・乳製品」を含め複数ある場合は、給食提供が困難なため、弁当を持参していただきますのでよろしくお願いいたします。

離乳食は基本的に代替食品を使用した給食対応とします。

個別に弁当を持参いただいた場合であっても、保育料の免除や減額はできません。



給食対応

1. 区立保育所での対応

▶ 保育所の給食

乳幼児期は子どもの心と体が大きく成長する時期です。子どもたちの成長に合わせ、一日の活動と成長に必要な栄養素をバランスよく取り入れ、安全でおいしい給食を提供しています。

旬の食材を取り入れ季節感を出したり、行事食を取り入れたりと、献立にも工夫を凝らしています。

また不足しがちな野菜や、魚を献立に多く取り入れています。

給食は手作りを基本とし、食品の持ち味を生かすために薄味にしています。だしは、昆布・煮干しなどでとっており、化学調味料は使用していません。合成保存料や着色料など、添加物の含まれている食品は使用しないように心がけています。おやつは保育時間に考慮し、ボリュームのあるもの（パン・麺類・おにぎりなど）も多く取り入れています。なお、給食は食べ慣れない料理や食材も繰り返し体験できるように、2週間のサイクルメニューで実施しています。

離乳食は、その時期の赤ちゃんのそしゃく力にあわせた形態で、ゆっくり進めていきます。

給食で使用する食材は、食物アレルギー予防の観点から、ご家庭で2回試していただいてから保育所で開始します。

0歳児の受け入れのない園（鍋横、昭和）ではミルクや離乳食の提供はできません。また、受け入れ年齢が57日目以外の園（丸山、野方）では、提供できる離乳食が園によって異なりますので、直接保育園におたずねください。

▶ 給食に関する放射能対策

2012年4月から国が定めた新たな基準値に従って各産地における検査体制が強化され、そのもとで出荷制限等が実施されています。食品衛生法にもとづく規制・監視等も行われています。また、東京都では、出荷制限対象品目等が都内の卸売市場をとおして出回ることを防ぐ体制をとっています。

そのため、中野区の保育所等では、安全性確保の手立てとして、都内の市場を通った食材を使用することとし、国や各都道府県が公表している各地域の農産物等の放射性物質検査結果を日常的に把握し、それを踏まえて給食食材の選定を行っています。

こうした手立てにより、保育所等で提供する給食については安全性を確保していますので、現在、給食食材に含まれる放射性物質を区独自には測定していません。

▶ 宗教上の理由による給食の配慮

宗教上の理由により食べられない食材があるお子さんについては、食べられない食材が入った料理（メニュー）の場合は家庭より弁当を持参していただきます。

2. 私立保育所・認定こども園・地域型保育事業での対応

各保育所ごとに対応が異なります。詳細は各保育所等にお問合せください。



認可外保育施設等について

中野区の認証保育所・認可外保育施設

2024年4月1日現在中野区内にある認証保育所と認可外保育施設の一覧を掲載しています。各施設の保育内容・入園等について区は一切関わっておりませんので、各施設へ直接お問い合わせください。

1 認証保育所

「認証保育所」とは、施設・設備・児童1人あたりの面積、職員数など、認可保育所に準じた基準が満たされていることを東京都が認証した保育施設です。中野区の認証保育所等保護者補助金の制度では、東京都内の認証保育所は全て補助の対象施設です。

〈認証保育所の特徴〉

- (1) 全施設において13時間以上の開所を基本としています。
- (2) 施設が保護者から徴収する保育料の上限は東京都が定めています。
月220時間以下の利用の場合、3歳未満児は80,000円（内容変更届により認められた場合は104,000円）、3歳以上児は77,000円（内容変更届により認められた場合は101,000円）が限度額です。
- (3) 施設の種類はA型とB型の2種類があります。主な違いは以下のとおりです。

区分	A型	B型
対象児童	0～5歳	0～2歳
規模	20～120名	6～29名
施設基準(屋外遊技場)	設置(付近の代替場所でも可)	特に規定せず

中野区内の認証保育所一覧

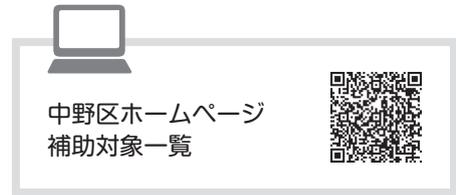
☆以下の情報は変更になる場合があります。また、認証保育所は今後廃止や認可保育所へ移行する可能性があります。廃止や移行予定の施設情報は中野区のホームページに掲載しますので、そちらをご確認ください。

名称	所在地	類型/定員	年齢	電話	保育時間	月ぎめ保育料 (160時間・0歳児の場合)
幼保園ベビーサロン 新中野	本町 6-15-17	A/32	0～5歳児	3382-7893	7:00～20:30	63,000円
ピノッキオ保育園	中野 2-1-7	B/24	0～2歳児	3380-3106	7:00～20:00	65,000円
エンゼル保育室	中野 5-22-7	B/18	0～2歳児	3319-0419	7:30～20:30	60,000円
龍の子保育室	若宮 1-37-5	B/24	0～2歳児	3336-6750	7:00～20:00	56,000円
マミーズエンジェル 中野白鷺保育園	白鷺 2-7-1	A/36	0～5歳児	3337-8877	7:30～22:00	63,000円
ぼけっとランド 中野坂上	本町 2-1-8 1F	A/40	0～5歳児	5302-2656	7:30～20:30	65,000円
こもれび保育園 中野新橋園	弥生町 2-11-5	A/38	0～5歳児	5352-9009	7:30～20:30	55,000円

2 認証保育所以外の認可外保育施設

中野区が、運営や保育内容が適当かを確認する立入調査を行っており、調査の結果、認可外保育施設の基準を満たしている場合には、その旨の証明書を施設に対して発行しています。2023年度の立入調査の結果は、中野区ホームページでご確認いただけます。

中野区内には以下の施設があり、一部の施設は中野区認証保育所等保護者補助金の対象になります。（詳しい内容は「2024年度認証保育所等保護者補助金のご案内」をご確認ください。）



中野区内の認可外保育施設一覧

☆以下の情報は月ごめで地域のお子さまをお預かりする施設の2024年7月1日の情報であり、変更される場合があります。最新の情報は各施設へ直接お問い合わせください。

類型	名称	所在地	電話番号	受入年齢	保育時間 (延長保育含む)	基準を満たす 旨の証明書
ベビーホテル	マ・メール	本町3-32-26 フェルメゾン中野101	6809-9954	0歳～小学校 低学年	24時間	有
	バイリンガルアート 保育ルーム FairyTale	江古田 1-41-5	3228-5250	0～5歳児	7:45～18:00	無
	保育所どれみ	東中野 1-32-6 2F	3364-0543	0～5歳児	7:30～21:00	無
	ちっちゃな保育園 リトルフェアリー	東中野 1-56-8-102	3371-5121	0～5歳児	7:30～22:00	有
その他認可外 保育施設	アオバジャパン・ バイリンガルプリスクール 中野キャンパス	南台 3-6-17 2F	6380-3218	1～5歳児	8:10～18:00	有
	新中野キリスト教会附属 子どもセンター	本町 6-37-7	3381-6443	2歳児	9:00～13:30	有
	新渡戸文化幼稚園 (子ども園)	本町 6-38-1	3381-1183	1～2歳児	7:30～19:00	有
	東京コミュニティスクール (プレ初等部)	中野 1-62-10	5989-1869	3～4歳児	8:30～16:30	無
	のびのびハウス中野	弥生町 6-7-16	6382-6511	0～5歳児	6:40～20:30	有
企業主導型 保育所	こもれび保育園 中野坂上園	本町 1-32-24 1F	6383-3833	0～2歳児	7:30～19:30	有
	あかつき保育園	上高田 3-31-3 1F	5942-6290	0～2歳児	7:30～20:30	有
	カメラキッズ東中野園	東中野 1-1-2 1F	6908-6828	0～2歳児	7:30～20:30	有
	保育ルーム Felice 中野新橋園	本町 5-24-7-101	6382-5810	0～2歳児	7:30～20:30	有
	タワーキッズルーム	中央 3-13-11 5F	5389-8521	0～5歳児	7:30～18:30	有
	こもれび保育園白鷺園	白鷺 2-48-10-101	5356-8797	0～2歳児	7:30～19:30	有
	もしもしのほし 中野保育園	弥生町 1-57-4 1F	5860-8170	0～3歳児	7:30～20:30	有
	木下の保育園 野方	野方 4-22-2 1F	5942-7825	0～2歳児	7:30～18:30	有
	やはた幼稚園附属 やはた保育ルーム	大和町 2-30-3	3330-6311	0～2歳児	7:00～18:30	有
	星の花保育園	江古田 4-43-5	3386-8038	0～5歳児	7:00～18:00	有

認証保育所などの保護者補助金

2024年度も認証保育所や認可外保育施設にお子さんを預けている世帯に対し、保育料の一部補助を行います。補助金専用のご案内・申請書は以下の場所で配布していますので、補助条件等の詳しい内容はそちらをご確認ください。

〈保護者補助金のご案内・申請書配布場所〉

- 1 区内補助対象施設
- 2 中野区のホームページ内「認証保育所等保護者補助金」で検索（ダウンロードしてください）
- 3 各地域事務所
- 4 中野区役所3階子ども総合窓口



中野区ホームページ
認証保育所等保護者補助金



ベビーシッター利用支援事業

2024年度は、東京都が実施するベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）を活用し、0歳児から5歳児の待機児童の保護者等の復職を支援しています。

※利用対象者の条件等は、ベビーシッター利用支援事業利用案内にてご確認ください（産休・育休中の方はこの事業の利用はできません）。

〈配布場所〉

- 1 中野区役所3階子ども総合窓口
- 2 中野区のホームページ内「ベビーシッター利用支援事業」で検索（ダウンロードしてください）



中野区ホームページ
ベビーシッター利用支援事業





よくあるご質問

入園・転園申込みについては、ご案内に記載されている内容以外にもよくいただくご質問とその回答を二次元コードからご覧いただけます。



教育・保育給付支給認定

Q 保育標準時間と保育短時間は途中で変更できますか？

- A** 保育を必要とする時間が変更になれば申請できます。変更希望月の前月最終営業日までに、教育・保育給付支給認定申請内容変更届書と教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書をご提出ください。

保育所等について

Q 認可保育所の中でも区立と私立ではどんな違いがありますか？

- A** 区立保育所は区が設置し、区採用の保育士が保育をする保育所です。私立保育所は、社会福祉法人や民間事業者、個人が運営する保育所です。両者とも、都および区から認可を受けているため、基本的な保育内容や基本保育料に違いはありません。

Q 認定こども園とは何ですか？認可保育所とどう違いますか？

- A** 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った施設です。3～5歳クラスの幼稚園的利用とは別に、保育所利用も0～5歳クラスまでであるため、保育所利用に通う方については、他の認可保育所と大きな違いはありません。3～5歳クラスの概ね9時～14時頃までの共通時間は、一緒のクラスで教育・保育を受けます。



保育料

Q 私立園の保育料はいくらですか？

A 私立認可保育所と区立認可保育所の保育料は同額です。区役所で申込みを受付している認可保育所・認定こども園・地域型保育事業の保育料は同額です（延長保育利用料は除く）。認可外保育施設の保育料は各保育所等で設定していますので、直接お問合せください。

Q 離婚協議中のため配偶者の税書類が取得できません。ひとり親扱いになりますか？

A 基本的に、法律婚の解消がないと、ひとり親扱いとはなりません。保育料決定のために配偶者の課税証明書が必要となります。課税状況が不明の場合、最高階層の保育料となるため注意を要します。

入園申込み

Q 保育所等の空き状況を教えてください。

A 中野区ホームページの保育所等の利用募集・空き情報の記事でお知らせしています。毎月更新されます。

Q 親族の自営業を平日は毎日手伝っていますが、給料はもらっていません。「就労」として認められていますか？

A ボランティアや手伝いなど収入を伴わない場合は、「就労」としては認められません。

Q 「求職中」で申込みをしましたが、入園できなかったために、認可外保育施設に預けて就職しました。届け出は必要ですか？

A 区様式による届け出が必要です。「変更届」と「教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書」に変更後の保育を必要とする事由を記載の上、「就労証明書」と「受託証明書」を一緒にご提出ください。
申込み有効期限内に申込み内容に変更が生じた場合は、必ず「変更届」に変更事由を記載の上、関係書類のご提出をお願いいたします。書類提出締切日までに提出があり、内容確認できましたら、利用調整の指数に反映いたします。

Q 4月1次利用調整で希望順位の低い保育所等に決定しました。1次利用調整の決定を確保したまま4月2次利用調整の対象となりますか？

A 1次利用調整の決定を確保したまま2次利用調整の対象とすることはできません。2次利用調整で上位希望の保育所等を希望する場合は、2次利用調整の締切日までに1次利用調整で決定した保育所等の辞退届を提出してください。なお、辞退した後に引き続き保育所の申請をされる方は、改めて申請書類の提出が必要となります。

Q 利用保留通知書が必要です。どのようにすれば発行されますか？

A 保育所等の利用申込みを行った上で、利用保留になった場合に発行します。申込みがない場合には発行ができません。

Q 会社から、区の利用保留通知書では育児休業延長の手続きの必要書類として認められないと言われました。別様式・別文言での発行は依頼できますか？

A 「通知書類の発行について」を提出し、必要とされる書面内容を依頼してください。内容によっては承ることができない場合があります。発行には1週間～10日ほど要します。

Q 認可保育所等の申込みを考えていますが、認証保育所等認可外保育施設や幼稚園も申込みますか？

A できます。直接各施設に申込みをしてください。認可保育所等と認可外保育施設、もしくは認可保育所等と幼稚園の両方に内定が決まった場合は、どちらかの施設をお選びください。両方に在園はできません。

※認可保育所等の入所を辞退して、認証保育所以外の認可外保育施設に入所した場合、辞退対象月が属する年度末までは、認証保育所等保護者補助金は受給できません。

Q 申込みは早い方が有利ですか？

A 早く申込みをされても有利にはなりません。締切日までに提出された書類により、入園の決定をします。
しかし、提出書類が揃っていないかったり、申請内容に不備がある場合は、利用調整の対象となりません。申請に関してご不安やご心配なことがありましたら、早めのご相談をおすすめします。

**Q 希望園は空きがあるところを申込みれば良いですか？
自宅から遠い園でもたくさん希望を書いたほうが入りやすいですか？**

A 空き状況に左右されず、毎日通うことを念頭に「入りたい保育所から順番に」記入してください。空きがあっても申込みが多数あった場合は、入れないこともあります。中野区のホームページに掲載している保育所の空き状況は変わることがあるため、あくまでも目安として参考にしてください。

入園希望園は最多で10か所までご希望いただけます。ただし、実際に通園できる園をお願いします。

結果発表後に辞退をされると、他に待っている方の入園の機会を奪うことになります。

Q おすすめの保育所を教えてくださいませんか？

A 特定の保育所等を推奨することはできません。ごあんないをお読みになり、希望する保育所等の見学や質問などを行い、よくご検討のうえ、お選びください。

指数

Q 私の勤務先には育児・介護休業法に基づく育児短時間勤務制度があります。取得すると不利ですか？

A 利用調整指数は就業規則に基づく勤務時間（育児時間取得前）で決定するため、不利にはなりません。
ただし、実就労時間は月48時間以上必要です。

育休産休中の申込みについて

Q 育児休業を延長したいのですが、どのように申込みすれば良いですか？

A 育児休業延長のためには、保育所の利用保留通知が必要ですが、何月の通知が必要か、また給付金の申請等各種手続きについては、ハローワークまたは就労先にご確認ください。

Q 第1子の育児休業中ですが、第2子を妊娠しています。第2子の育児休業も取得予定ですが、第1子の申込みはできますか？

A 第1子の育休から続けて第2子の産休、育児休業を取得される場合、第1子の申込みについては出産の要件で受付いたします。なお、出産要件で入園した場合は、第2子の出産予定月の後2か月までが保育実施期間（＝在園期間）となり、翌月以降は通園できません。引き続き保育所等の利用を希望する場合は、改めて新規入園の利用申込みを行ってください。

Q 保護者が就労中で、第1子の申込みを考えています。第2子妊娠中で出産後に育児休業取得の場合、申込みはできますか？

A できます。就労要件で申込む場合、入園日の時点で産休中であれば産後休業明けの復職が条件になります。また、入園日の時点で育休中の場合は、入園した月の翌月1日までに育休中の職場に復職することが条件となりますのでご注意ください。

その他の質問

Q 「中野区保育所等のご案内」を読んでもわからないことはメールで問合せできますか？

A 可能ですが、回答が遅くなる場合がございます。即日回答が欲しい方は電話にて問合せください。
なお、申込みの締切日前後や結果発送日翌日等は電話も混み合い、つながりにくい場合がございます。ご了承ください。

Q 4月1次入所申請書類の提出期間を教えてください。

A 10月2日（水）～11月1日（金）です。11月1日（金）17時以降に受理した申請書類は4月2次入所の利用調整の対象になります。

Q 入所を辞退しても保留通知は発行されますか？

A されません。一度入所が承諾されると申請書は無効になります。再度申込みをされたい場合は改めて申請書類一式をご提出ください。

お問合せ先一覧

お問い合わせ内容	担当係名	連絡先
認可保育所等の入所申込みに関すること	保育入園係	03-3228-8960 区HPではよくあるご質問に対する回答を掲載しております。 
教育・保育給付支給認定 認可保育所等入園後（在園中）の 手続きについて	教育・保育支給認定係	03-3228-5793
認可保育所等の保育料について	保育システム係	03-3228-3259
保育所等の保育内容に関すること	運営支援係	03-3228-8940
認証保育所等の保護者補助金について	幼稚園・認可外保育係	03-3228-5681
私立幼稚園の保護者補助金について	幼稚園・認可外保育係	03-3228-5681
民間保育所の新規誘致について	保育企画調整係	03-3228-8089

中野区 保育所等のご案内 2024～2025年度

中野区子ども教育部 保育園・幼稚園課

〒164-8501 中野区中野 4丁目11番19号

中野区役所 3階 子ども総合窓口

(窓口受付・お問い合わせは平日 8時30分～17時)

中野区のホームページ URL <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>